

# 第2期宮城県多文化共生社会推進計画

(最終案)

平成25年12月  
宮 城 県

# 目 次

<b>第1 計画策定の考え方</b> .....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画策定の視点	
3 計画の性格	
4 計画の期間	
5 計画見直しの考え方	
<b>第2 基本理念と基本方針</b> .....	3
1 条例に定める基本理念	
2 基本方針	
(1) 計画の基本方針	
(2) 施策展開の考え方	
<b>第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題</b> .....	6
1 これまでの主な取組.....	6
2 外国人県民の現況.....	9
(1) 在留外国人の状況	
(2) 地域の多文化共生関連団体の状況	
(3) 新たな在留管理制度, 外国人住民の住民基本台帳制度	
3 外国人県民を取り巻く現状と課題.....	13
(1) 外国人県民に対する理解の不足・認識の低さ	
(2) 地域とのつながりの希薄さ	
(3) コミュニケーションの困難さ	
(4) 学習の機会の不足	
(5) 家族問題の増加・複雑化	
(6) 活躍の場の不足	
(7) 外国人県民の急増への備え	
<b>第4 施策の方向性と事業の取組方針</b> .....	21
1 地域社会への基本理念の啓発.....	21
2 外国人県民と地域住民との連携の推進.....	23
3 情報面からの生活の安全・安心の確保.....	25
4 地域社会への適応力向上.....	27
5 家庭生活の質の向上.....	29
6 能力発揮の促進.....	31
7 共生する体制の構築.....	33
<b>第5 計画推進のために</b> .....	35
1 計画の進行管理.....	35
2 関係機関の役割.....	35
(1) 多文化共生の推進に向けた役割分担	
(2) 多文化共生の推進に向けた行政機関の連携・協働の強化	
(3) 地域におけるコーディネートの重要性	
(4) 多文化共生における役割分担とネットワークのイメージ図	
3 推進体制の整備.....	39
<b>用語解説</b> .....	40

# 第1 計画策定の考え方

## 1 計画策定の趣旨

宮城県では、多文化共生社会の形成を推進することについて、基本理念を明確にし、さらに広く県民に共通の認識に立ってもらうことを目的とし、平成19年7月11日に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」（以下「条例」とします。）を公布・施行するとともに、条例に基づき平成21年3月に平成25年度を目標年度とする5か年計画の「宮城県多文化共生社会推進計画」（以下「第1期計画」とします。）を策定し、県、市町村、地域国際化協会、民間団体と連携の下、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を進めてきました。

第1期計画策定以降、県内の在留外国人（注1）は16,000人台で推移しており、経済のグローバル化（注2）によって、宮城県においても、外国籍を持つ人や外国にルーツがある日本国籍を持つ人などの外国人県民等（以下「外国人県民」とします。）の増加が予想されていましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災後、県内に在留する外国人数は約14,000人まで減少しています。その一方、永住者等として居住する外国人県民は、震災後も増加を続けています。

本計画は、このような状況の変化に対応しつつ、第1期計画の取組をさらに進め、国籍、民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重され、県民が社会参画を図ることのできる多文化共生社会の推進により豊かで活力のある社会の実現を目指すために策定し、多文化共生社会の形成の推進に関する施策（以下「多文化共生施策」とします。）を総合的かつ計画的に実施することを目的に、今後の多文化共生施策の基本的な方向性と取組方針を示すものです。

## 2 計画策定の視点

これまでの取組を踏まえ、以下の視点で計画を策定します。

### (1) 「住民施策」としての位置づけ

地域における多文化共生は「国際交流」「国際協力」とともに、地域の国際化を進めるための柱とされています。この3つの中で、「国際交流」「国際協力」は海外の国・地域やそこに暮らす外国人が対象となるのに対し、「多文化共生」は地域に暮らす外国人住民が対象となるという特徴があります。

多文化共生施策は、地域国際化の施策であるとともに住民施策の一環であるという視点を持って、計画を策定します。

## (2) 役割分担と連携

多文化共生社会の実現のために推進すべき取組は、様々な分野に関わる地域全体の課題となっています。各分野で県民、地域国際化協会、関係団体、学校、事業者、行政などが連携を図りながら、それぞれ主体となって役割を担うことが必要です。

## 3 計画の性格

この計画は、わが県の多文化共生社会推進の方向性を示すための計画として策定し、条例第7条に基づく「多文化共生社会推進計画」として位置づけます。また、「宮城の将来ビジョン」（平成19年3月策定）及び「宮城県震災復興計画」（平成23年10月策定）の個別計画、総務省が平成18年3月に地方公共団体に策定を推奨した「地域における多文化共生推進プラン」として位置づけます。

さらに、その実施にあたっては、関連計画と連携しながら推進していくこととします。

## 4 計画の期間

本計画の対象期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。計画期間中に状況に著しい変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 5 計画見直しの考え方

本計画の策定にあたっては、第1期計画の基本理念や基本方針など、基本的な考え方を継承しつつ、必要な見直しを行いました。

第1期計画の期間において実施した事業の成果を検証するとともに、外国人県民を取り巻く状況の変化や東日本大震災の経験などを踏まえ、本県の多文化共生に関する課題を明確にし、策定しています。

## 第2 基本理念と基本方針

### 1 条例に定める基本理念

「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」  
国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重と社会参画

国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、すべての県民が各々の能力と個性を発揮できる豊かで活力のある宮城県となることを目指します。

条例で定める多文化共生社会の基本理念は以下のとおりです。

- 1 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重される社会
- 2 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民が地域社会に参画できる社会
- 3 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会

### 2 基本方針

#### (1) 計画基本方針

外国人県民とともに取り組む地域づくり  
～意識の壁の解消～  
外国人県民の自立と社会活動参加の促進  
～言葉の壁の解消～  
～生活の壁の解消～

本計画においては、第1期計画から引き続き『外国人県民とともに取り組む地域づくり』と『外国人県民の自立と社会活動参加の促進』を基本方針として掲げ、多文化共生の推進に取り組みます。

「第3 外国人県民を取り巻く現状と課題」に示す各課題においては、外国人県民に対する理解の不足や認識の低さ、地域とのつながりの希薄さは「意識の壁」、コミュニケーションの困難さ、学習の機会の不足は「言葉の壁」、家族問題の増加・複雑化、活躍の場の不足は「生活の壁」ということができます。

まず、「意識の壁」を解消することにより、外国人県民と地域住民とによる地域コミュ

ニティの形成が促進され、外国人県民を含む県民や各関係機関が適切な役割分担の下で協働して多文化共生に取り組むことが促進され、「外国人県民とともに取り組む地域づくり」が促進されます。

次に、「言葉の壁」を解消することにより、外国人県民の生活の安全・安心が守られるとともに地域への適応力が向上します。

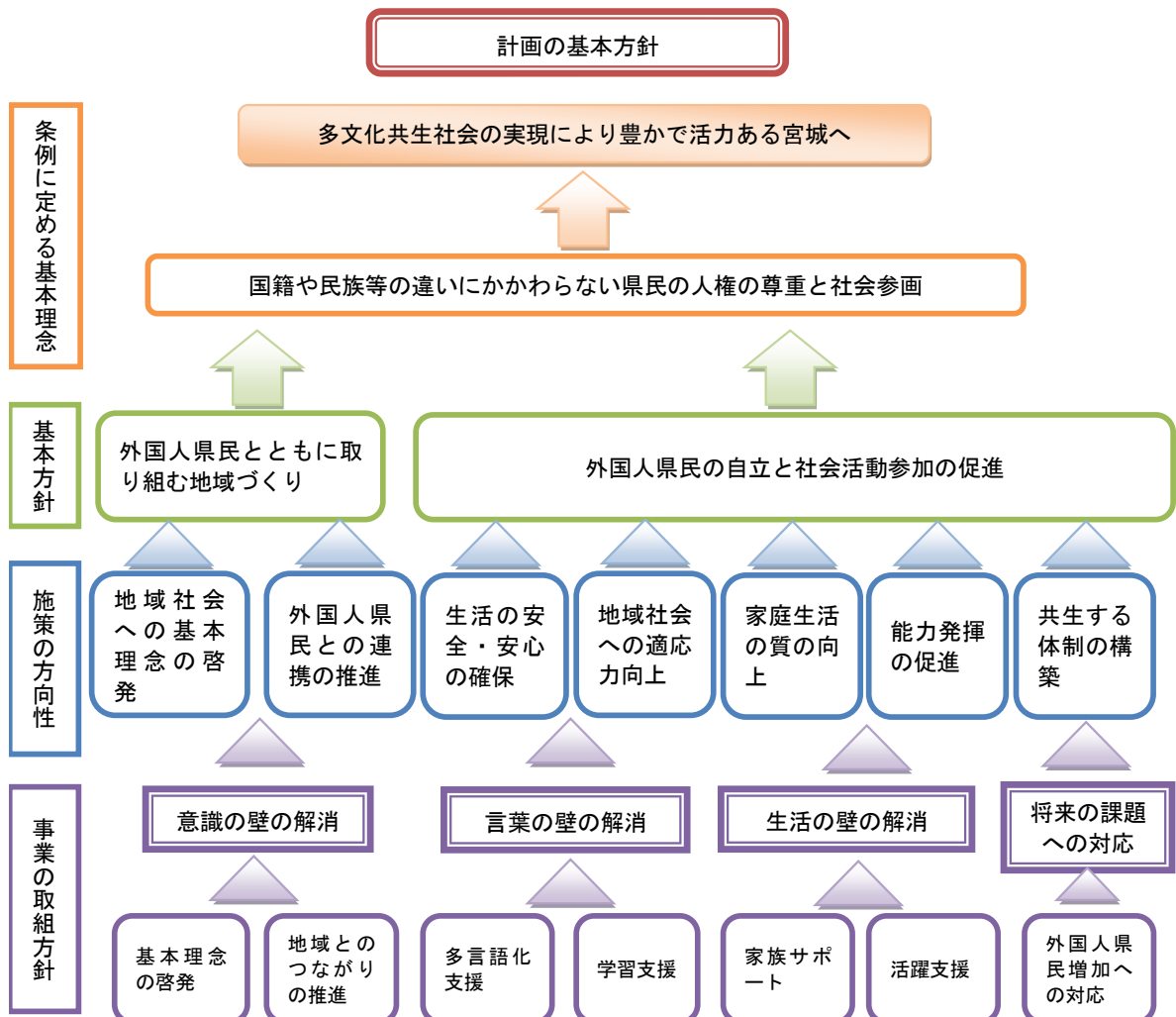
さらに、「生活の壁」を解消することにより、外国人県民とその家族の家庭生活の質が向上し、外国人県民が地域や職場で能力を発揮することが促進されます。

## (2) 施策展開の考え方

多文化共生施策を進めるためには、関係機関がそれぞれの役割を担い、連携して取り組むことが必要です。多文化共生施策は、住民施策であるという視点を踏まえ、基本理念の普及啓発や外国人県民の生活を支援する基本的な施策については、行政機関が中心的な担い手となり、行政機関では効率的な展開が困難な専門性、先駆性、柔軟性が求められる分野については、地域国際化協会やNPO（注3）等の団体が担うことが望ましい形といえます。

第1期計画の期間においては、関係機関がそれぞれ担うべき役割に基づき施策を進めてきましたが、外国人県民の置かれている状況やニーズは、地域により様々であり、多文化共生施策の進度も地域により異なっています。本計画の期間である平成26年4月からの5年間においても、各地域における実情を踏まえながら、実現できる取組から実施していくこととします。実現が難しい取組については、関係機関が連携・補完し合いながら、施策の推進を目指します。

また、既に多文化共生施策に積極的に取り組んでいる地域にあっては、外国人県民のニーズに応えながらその取組をさらに発展させ、先進的な取組や、広域連携による他地域の取組支援などの施策の推進に努めます。



## 第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題

### 1 これまでの主な取組

平成21年3月に策定した第1期計画の下では、『外国人県民とともに取り組む地域づくり』、『外国人県民の自立と社会活動参加の促進』を基本方針として、「意識の壁」、「言葉の壁」、「生活の壁」を解消するための取組を行ってきました。

#### (1) 「意識の壁」の解消のための取組

##### ◆多文化共生の啓発

外国人県民に対する理解不足などを解消し、「外国人県民とともに取り組む地域づくり」を推進するため、外国人県民を含めた県民、行政機関等に対する啓発事業を実施しました。また、関係機関が協働して多文化共生を推進するための体制整備を行いました。

##### 【具体的な主な取組】

- ・多文化共生シンポジウムの開催、市町村職員等研修会の開催、宮城県多文化共生社会推進審議会の運営等[県]
- ・国際理解教育支援、市町村国際交流協会・NPO等の国際交流・多文化共生イベントへの支援[県国際化協会]

#### (2) 「言葉の壁」の解消のための取組

##### ◆多言語化支援

外国人県民の生活の安全・安心を確保するために、行政機関等から提供する情報の多言語化を推進しました。特に、東日本大震災後は、防災に関する情報の多言語化に努めました。

##### 【具体的な主な取組】

- ・災害時通訳ボランティアの整備（県国際化協会への委託事業）[県]
- ・多言語支援ツールの作成（災害時多言語表示シート、防災ハンドブック等）[県]
- ・多言語生活情報の提供[市町村]
- ・多言語情報紙、生活ガイドブックの発行、外国人支援通訳サポーター育成・紹介[県国際化協会]
- ・ホームページの一部多言語化[県]
- ・保健福祉に関する相談業務における通訳の活用[県]
- ・運転免許手続時の多言語対応[県]



#### ◆学習支援

外国人県民の地域社会への参画が促進できるよう、日本語を学習する環境の充実化を図り、また、外国人県民が日本の生活習慣等を学ぶオリエンテーションの実施を推進しました。

##### 【具体的な主な取組】

- ・日本語講座の開設[市町村，県国際化協会，市町村国際交流協会，NPO]
- ・日本語ボランティア支援，多国籍児童生徒支援[県国際化協会，NPO]
- ・日本語指導非常勤講師の配置[県]
- ・日本語指導補助者の配置[市町村]

### (3) 「生活の壁」の解消のための取組

#### ◆生活支援

文化的な背景の違いなどから外国人県民とその家族が抱える生活の課題を解消するための相談事業等を実施するとともに、相談対応職員の技術向上を図りました。

##### 【具体的な主な取組】

- ・みやぎ外国人相談センターの設置（県国際化協会への委託事業），外国人対応職員等研修[県]
- ・外国人相談対応体制の整備[市町村]
- ・ニューカマーのための生活適応支援プログラム[県国際化協会]

#### ◆活躍の支援

外国人県民の地域参画を推進するための人材育成・養成を行いました。

##### 【具体的な主な取組】

- ・みやぎ外国籍県民大学，みやぎ外国籍県民大学フォローアップ事業の実施[県国際化協会]

### (4) 取組の総括

上記の取組に関する総括としては、次のような点があげられます。

#### 【行政の取組】

東日本大震災の発生により、各市町村、特に沿岸市町において甚大な被害を受けたことから、県や市町村では復旧・復興事業以外の事業の規模縮小・休止等の措置により取組の内容・進度に変更が生じました。

県は、復興事業に取り組む中であっても外国人県民に直接関わる事業を継続して実施しながら多文化共生関連事業を順次再開し、県国際化協会との連携による東日

本大震災をテーマとしたシンポジウムや研修会の開催など、外国人の防災という視点を強化して取組を行いました。また、市町村においても、被災の程度や外国人県民の置かれている状況など地域の実情に合わせた取組を行いました。

**【県国際化協会、市町村国際交流協会、NPOの取組】**

県国際化協会は、日本語講座の立ち上げ支援など、地域の多文化共生に関する専門的視点から様々な支援を実施しました。また、市町村国際交流協会や支援団体などのNPOは、各種イベントや日本語講座、相談対応など地域の実情に合わせたきめ細やかな取組や、ネットワークを活用した支援等を実施しました。

東日本大震災では発災直後から、県国際化協会の被災地巡回による安否確認や相談対応、仙台国際交流協会による仙台市災害多言語支援センターを中心としたFMラジオ等の情報媒体による多言語での情報提供等の対応が行われたほか、外国人コミュニティや日本語講座主催団体による外国人県民の支援など、多様な支援が行われました。これらの団体は、支援の実績を踏まえ、大規模災害時の外国人支援に関してその経験を全国に伝える役割も担うこととなりました。

また、第1期計画の取組に関する項目ごとの総括については、次のとおりです。

**【「意識の壁」の解消のための取組】**

県では、市町村、県国際化協会、市町村国際交流協会、NPOと連携しながら県民に対する多文化共生に関する啓発事業を行ってきました。しかしながら、県民への多文化共生に関する浸透度は低く、平成23年県民意識調査の結果を見ると、多文化共生の取組に関する認知度（「知っている」又は「ある程度知っている」）は約16%にとどまっています。また、行政においても、多文化共生担当部署以外の組織に対する多文化共生の理念の浸透が不十分であり、多方面での取組の広がりには至りませんでした。

**【「言葉の壁」の解消のための取組】**

一部の市町村を中心に多言語情報の提供などの取組が進んでいます。なお、外国人県民の人数により、市町村における多言語化の取組には差が生じています。今後は、外国人相談窓口以外の保健福祉関連の相談等、外国人の日常生活に関連する窓口での対応等においても通訳の活用等の多言語対応の推進が求められます。

**【「生活の壁」の解消のための取組】**

相談対応においては、みやぎ外国人相談センターなどでは専門機関との連携は進んでいますが、地域における相談体制の構築は進んでいないのが現状です。また、外国人の活躍支援においては、県を中心とした外国人の就労支援などの取組については十分な実施には至りませんでした。

## 2 外国人県民の現況

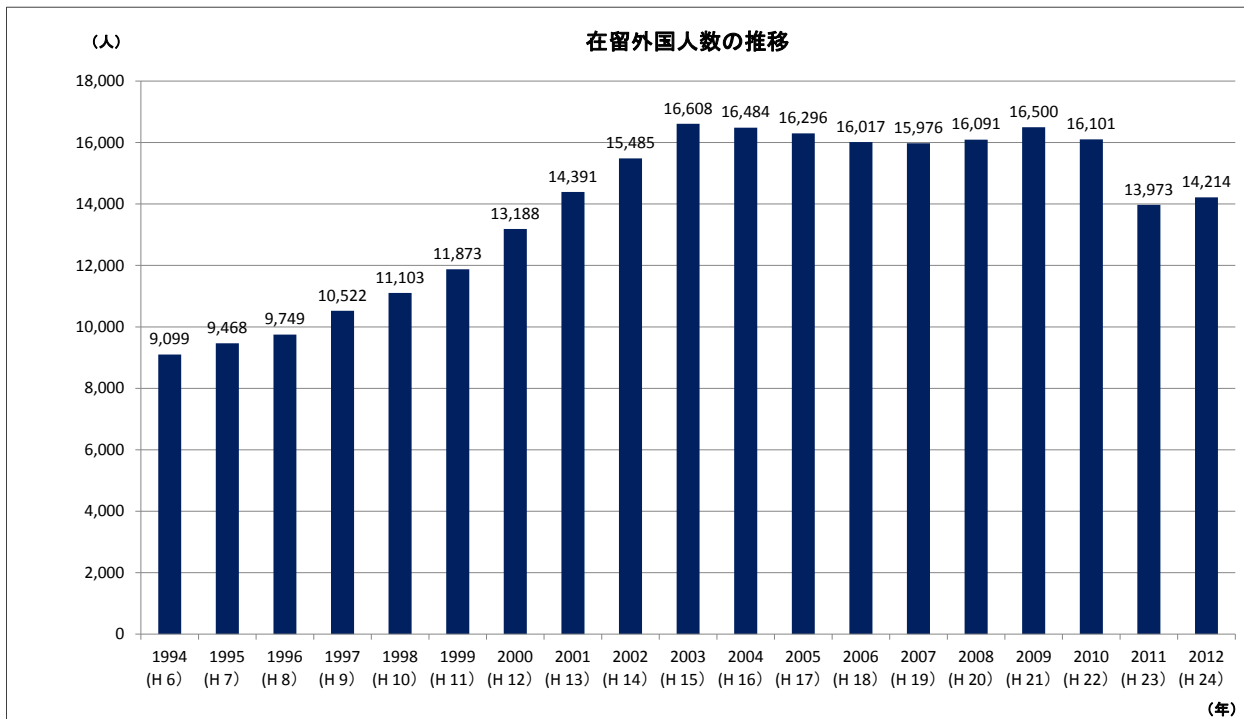
### (1) 在留外国人の状況

日本における在留外国人の数は、平成 24 年 7 月にスタートした新たな在留管理制度、外国人住民の住民基本台帳制度に基づき、各市町村へ住民登録を行っている中長期在留者（注 4）及び特別永住者（注 5）の数によって把握できます。

なお、平成 24 年 7 月以前は外国人登録法に基づき外国人登録者数（注 6）として把握していました。

全国の在留外国人数は、平成 24 年末現在で 203 万 3,656 人となっており、全国の推計人口 1 億 2,746 万人（平成 25 年 1 月 1 日現在）の 1.60%となっています。

県内の在留外国人数は、平成 24 年末現在で 14,214 人となっており、県推計人口 2,326,696 人（平成 25 年 1 月 1 日現在）に占める割合は 0.61%となっています。在留外国人数の推移を見ると、平成 9 年末で 10,000 人を超え、平成 15 年末では 16,608 人と右肩上がりに推移しました。その後はこの平成 15 年をピークに 16,000 人台で推移し、平成 22 年末では 16,101 人となっていました。平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、留学生や技能実習生（注 7）が減少したことなどから、平成 23 年末では 13,973 人と震災前から約 2,000 人の減少となりました。平成 24 年末では 14,214 人となり技能実習生の増加などにより微増しています。

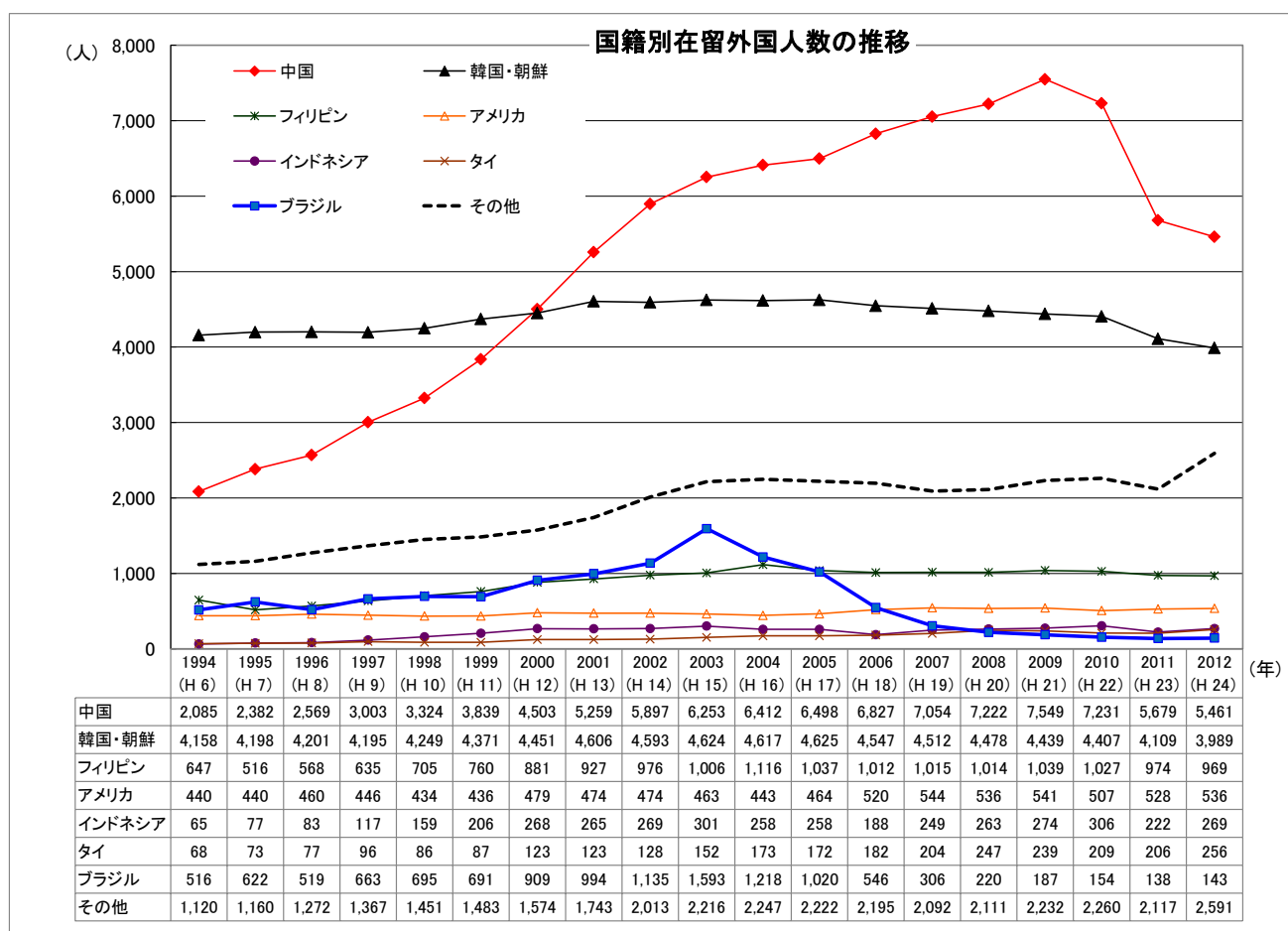


※2011 (H23) 年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数

## 【国籍別】

県内の在留外国人を国籍別に見ると、次のような状況となっています。

- ・かつては韓国・朝鮮籍が最多でしたが、平成12年以降は中国籍が最多となり、続いて韓国・朝鮮、フィリピンとアジア諸国が上位となっています。
- ・東日本大震災後は、中国籍が留学や技能実習の減少により約1,500人の減少となり、在留外国人の減少の約4分の3を占めています。
- ・震災後、平成24年末ではインドネシア籍、タイ籍、ベトナム籍など東南アジア出身者が増加傾向を示しています。



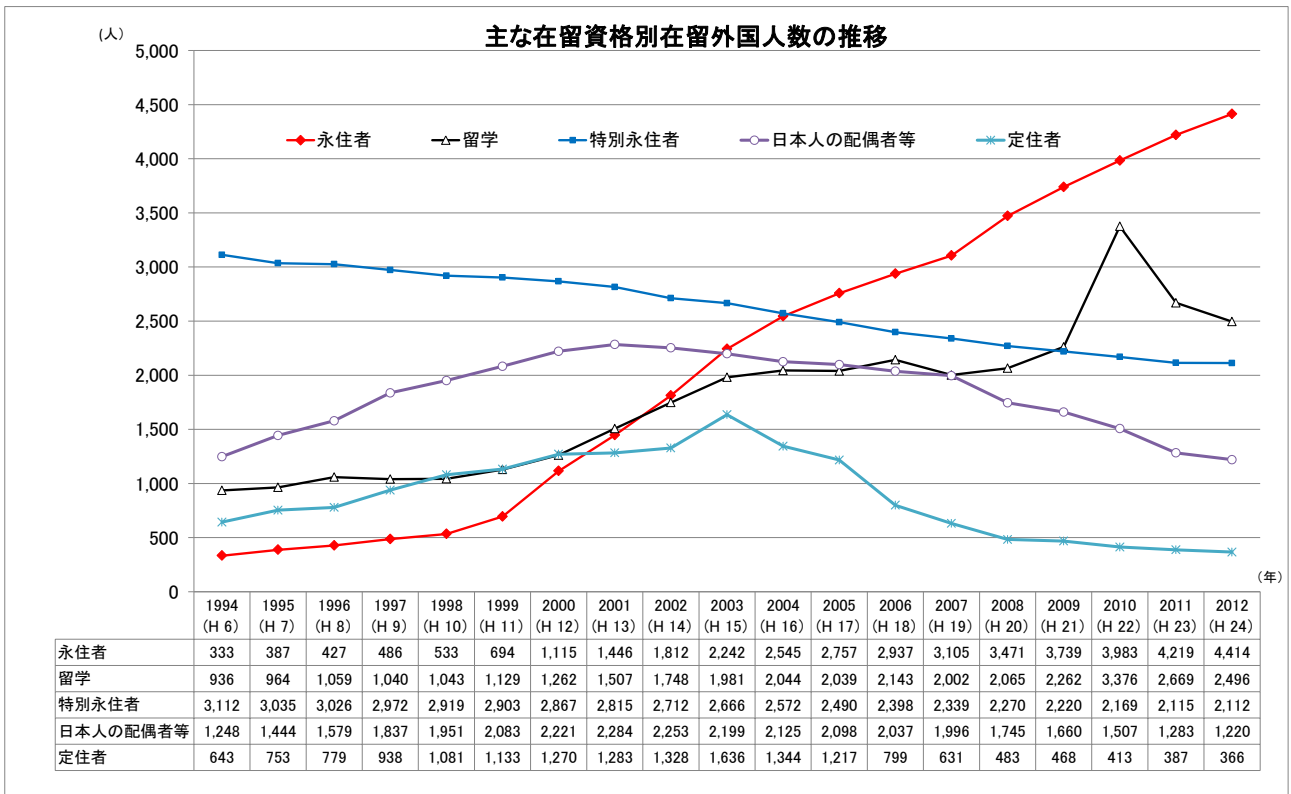
## 【在留資格別】（注8）

県内の在留外国人を在留資格別に見ると、次のような状況となっています。

- ・平成16年末までは特別永住者が最も多く、次いで日本人の配偶者等（注9）となっていました。その後、永住者（注10）が大きく増加するとともに留学も増加し、平成17年には永住者が最も多くなりました。特に、永住者はここ10年で約

2.4 倍に増加していますが、これは日本人の配偶者等からの在留資格の変更等によるものと推測されます。

- 平成 24 年末では永住者が 31%，留学が 18%，特別永住者が 15%となっており、永住者と特別永住者を合わせると、全体の約半数を占めています。



**【宮城県の特徴】**

県内の在留外国人の特徴は、次のような点となっています。

- 全ての市町村に永住者，日本人の配偶者等が居住しています。
- 仙台市内の大学，日本語学校に入学している留学生が多く，留学の在留資格の割合は，全国平均の 9 %に対し，宮城県は 18 %と 2 倍の割合となっています。
- 地域の分布では，県全体の約 14,000 人の在留外国人のうち，約 9,000 人が仙台市に，約 5,000 人がその他の市町村に点在して居住しています。

**在留資格別の構成 (宮城県)**

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	4,414	31.1%
2	留学	2,496	17.6%
3	特別永住者	2,112	14.9%
4	日本人の配偶者等	1,220	8.6%
5	家族滞在	1,020	7.2%
6	技能実習	749	5.3%
7	人文知識・国際業務	415	2.9%
8	教授	399	2.8%
9	定住者	366	2.6%
10	教育	233	1.6%
-	その他	790	5.6%
計		14,214	100.0%

**(全 国)**

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	624,501	30.7%
2	特別永住者	381,364	18.8%
3	留学	180,919	8.9%
4	定住者	165,001	8.1%
5	日本人の配偶者等	162,332	8.0%
6	技能実習	151,477	7.4%
7	家族滞在	120,693	5.9%
8	人文知識・国際業務	69,721	3.4%
9	教育	10,121	0.5%
10	教授	7,787	0.4%
-	その他	159,740	7.9%
計		2,033,656	100.0%

平成24年12月末現在 在留外国人数（市町村・国籍別）

（法務省 在留外国人統計）

(単位:人)													
市	区	町	村	総数	中 国	台 湾	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペル ー	米 国	そ の 他
宮 城 県	仙 台 市			9,240	3,639	116	2,452	382	65	330	12	378	1,866
	青 葉 区			4,790	2,145	68	970	141	28	147	7	145	1,139
	宮 城 野 区			1,221	532	14	366	78	6	31	4	28	162
	若 林 区			935	342	11	231	30	4	118	1	30	168
	太 白 区			1,398	421	4	614	76	6	29	-	30	218
	泉 区			896	199	19	271	57	21	5	-	145	179
	石 巻 市			581	248	2	121	80	12	5	8	34	71
	塩 竈 市			313	158	1	99	14	5	-	-	4	32
	気 仙 沼 市			262	131	2	27	72	2	6	1	5	16
	白 石 市			143	44	2	58	27	-	-	-	2	10
	名 取 市			311	92	-	107	10	9	6	1	9	77
	角 田 市			149	76	-	24	28	1	-	2	5	13
	多 賀 城 市			281	100	2	116	14	6	5	-	7	31
	岩 沼 市			129	56	3	35	9	5	1	-	1	19
	登 米 市			313	142	-	83	48	1	3	-	9	27
	栗 原 市			276	93	1	102	29	8	9	-	9	25
	東 松 島 市			80	23	2	35	10	-	-	1	6	3
	大 崎 市			620	173	21	225	75	5	3	1	12	105
	刈 田 郡												
	蔵 王 町			39	9	-	16	11	-	-	-	-	3
	七ヶ宿町			12	5	-	4	-	1	-	-	-	2
	柴 田 郡												
	大 河 原 町			93	23	-	26	17	2	-	-	7	18
	村 田 町			33	7	-	13	6	-	1	-	3	3
	柴 田 町			162	66	6	43	9	-	4	-	1	33
	川 崎 町			38	10	-	23	3	-	-	-	2	-
	伊 具 郡												
	丸 森 町			105	26	8	21	14	3	4	-	3	26
	亘 理 郡												
	亘 理 町			86	30	-	18	17	4	-	-	2	15
	山 元 町			52	17	1	13	8	5	-	-	1	7
	官 城 郡												
	松 島 町			34	4	6	12	9	-	-	-	-	3
	七ヶ浜町			61	12	1	12	4	-	-	10	8	14
	利 府 町			101	29	2	39	8	2	-	-	6	15
	黒 川 郡												
	大 和 町			99	9	1	62	8	2	1	-	1	15
	大 郷 町			30	12	-	8	2	1	-	-	1	6
	富 谷 町			117	26	-	61	6	2	-	-	4	18
	大 衡 村			39	-	-	17	1	-	-	-	1	20
	加 美 郡												
	色 麻 町			31	13	-	9	3	-	-	-	1	5
	加 美 町			94	30	1	35	9	1	4	-	6	8
	遠 田 郡												
	涌 谷 町			50	14	1	25	7	-	-	-	1	2
	美 里 町			72	18	-	34	9	-	-	-	4	7
	牡 鹿 郡												
	女 川 町			76	58	-	8	5	1	-	1	-	3
	本 吉 郡												
	南 三 陸 町			92	68	-	6	15	-	-	-	3	-
	合 計			14,214	5,461	179	3,989	969	143	382	37	536	2,518

## (2) 地域の多文化共生関連団体の状況

地域において外国人県民の支援等に関わる多文化共生関連団体の設置（設立）状況を見ると、国際交流協会は 24 の市町・1 地域に 29 団体が設立されています。また、日本語講座を主催している団体（国際交流協会や市町村を除く。）は 7 市町に 16 団体が所在しており、わずかずつ増加しているものの、全県下における設置には至っていません。

## (3) 新たな在留管理制度、外国人住民の住民基本台帳制度

平成 24 年 7 月から新たな在留管理制度、外国人住民の住民基本台帳制度がスタートし、日本人と外国人で構成される世帯全員の住民票の写しが発行可能となりました。

また、転入先の市区町村窓口での住所変更の届出に伴い、国民健康保険、国民年金、介護保険などの届出があったとみなされるなど、届出が簡素化しています。その他、在留期間の上限が最長 5 年に延長されるようになりました。

# 3 外国人県民を取り巻く現状と課題

## (1) 外国人県民に対する理解の不足・認識の低さ

### 【現状】

多文化共生社会の実現のためには、地域を構成する県民一人一人が多文化共生の基本理念を理解することが必要です。宮城県では、条例及び第 1 期計画に基づき、啓発事業を行い多文化共生の理念の普及啓発を図ってきました。

しかしながら、身近なところで外国人県民に接する機会がない県民も多く、「多文化共生」という言葉自体、県民の認知が広がっているとはいえない状況にあります。また、市町村や県の行政機関においても、外国人県民を地域住民の一員としてとらえる認識がまだ十分とはいえないという現状があります。

これまで県が実施した県民意識調査においては、外国人よりも日本人を優先した支援の要望や外国人が増えることによる治安の心配などの意見も寄せられています。一部の日本人には、外国人県民に対する誤解や排他的な考え方があるとみられ、結婚や就職、地域活動など様々な場面において、外国人県民に対する理解が不足していること、その能力が十分に生かされていないことなどが想定されます。また、国際情勢の悪化により、特定の国籍の外国人への差別意識が生じることも懸念されます。

一方、外国人県民の意識について見てみると、平成 24 年度に県が実施した外国人県民アンケートにおいて、周囲からの差別、偏見等を感じる経験として、外国人というこ

とでのいやな経験、つらい思いの経験の有無について、「よくある」が7%、「時々ある」が32%、「過去に経験したが今はない」が19%となっており、仕事や各種手続の場面での経験が多くなっています。このほか、外国人県民にとって暮らしやすいまちになるための行政への希望事項（複数回答）として、23%の人が日本人住民の異文化理解を進めることを選んでいきます。

また、日本人と特に交流したいとは思わない、近所付き合いについて不満を感じている、日本人と外国人との相互理解が必要という意見も寄せられています。

#### 【課題】

このようなことから、外国人県民と受け入れる地域住民の双方に対する多文化共生の基本理念のさらなる普及啓発が必要となっています。

職場、地域、学校などでのさまざまな機会を捉え、多文化共生の理念についての理解を深めていくような取組を進めるとともに、保健福祉、教育等、特に住民生活に直接関わる分野の行政機関に対する啓発を強化していく必要があります。

## (2) 地域とのつながりの希薄さ

#### 【現状】

東日本大震災では、沿岸部の市町を中心に多くの住民が被災し、災害時・緊急時の「自助」の重要性や、日常からの地域住民とのつながり、「共助」の重要性について改めて見直されました。

発災後は、留学生や技能実習生を中心に帰国した外国人が多く見られました。一方、地域に留まった日本人の配偶者やその他の外国人県民の中には、通訳や翻訳など多言語情報の提供に協力したり、外国人コミュニティでの相互協力や、地域のボランティアとして被災者を支援する活動を行う姿も見られました。

外国人県民アンケートの結果から地域との交流状況を見ると、回答者のうち、地域において何でも話し合える人がいると回答した割合は21%であるのに対し、あいさつをする程度又は話をする人が全くいないと回答した割合は36%となっており、地域住民との交流が希薄となっている傾向が見られます。

また、東日本大震災の際の津波の情報の入手について見てみると、誰からも聞かなかったと回答した割合が29%を占めています。情報を入手した中では、家族や職場、学校、友人等、人を介して情報を入手した割合が64%（複数回答）であるのに対し、テレビ、ラジオなどのメディアから情報を入手した割合が18%（同）と少なくなっています。身の安全を守るための情報源として、周囲の住民が重要な役割を果たしています。



## 【課題】

地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、外国人県民も地域での「共助」の一員となることが望まれます。

日常的な地域での交流や防災訓練・町内の行事への参加促進を図るとともに、防災・防犯に関する知識習得の機会をつくり、自助、共助の力を培っていくことが重要となっています。

また、地域の支援団体や外国人県民同士のつながりも重要であることから、地域の日本語講座への参加による交流や、外国人コミュニティでの交流の機会を推進する必要があります。

## (3) コミュニケーションの困難さ

### 【現状】

外国人県民が生活する上で、各種の公共サービスを活用し、また、住民としての義務を履行するためには、サービスや義務に関する情報を正確に理解することが必要です。このため、日本語の読み書きが必要となる場面が多くなります。

外国人県民アンケートの結果では、日本の居住年数 20 年以上の場合、漢字を不自由なく読めると回答した割合が 60%でしたが、10 年以上 20 年未満、5 年以上 10 年未満、1 年以上 5 年未満の場合、不自由なく読めると回答した割合は、いずれも 30%前後となっており、漢字を読む能力は、話したり聞いたりする能力ほど日本での居住年数に直結していないという傾向が見られました。

日本語の読み書きが十分でないと、行政機関や学校などからの配布物や、医療機関の書類などが理解できず、生活上必要な情報の入手や住民としての義務の履行に支障が生じたり、また、災害時や緊急時など、生命や安全に関わる場面で困難に直面するということが考えられます。災害時には、被災後の支援に係る重要な生活情報の入手や諸手続などの場面で十分な支援が受けられなくなるということも考えられます。

### 【課題】

生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語（注 11）での資料提供などを行うとともに、通訳活用の推進や、関係機関に対する多言語対応の啓発が必要となります。また、災害時には、多言語による情報提供等のため、必要に応じ市町村間や県域を越えた連携を図ることも重要になります。

#### (4) 学習の機会の不足

##### 【現状】

来日してから日の浅い外国人県民の多くは、大学や日本語学校のほか、ボランティアによる日本語講座等で日本語の学習をしています。日本語講座は県内の国際交流協会やNPOなどにより開催されています。日本語講座が開設されている市町村は、35市町村のうち15市町であり、受講を希望していても居住地の近くに講座がないために遠方の講座に通わざるを得ない人や交通手段がないために通うことができない人などもあります。

日本語講座は日本語を学ぶだけでなく、交流や情報交換を行い、日本の生活や文化を学ぶ場となっており、防災に関する基礎知識を得る場としても重要です。

外国人県民アンケートの結果では、日本語学習の有無についての回答では、「現在学習している」が39%、「現在学習していないが、今後学習したい」が28%となっています。「今後学習したい」と回答した人の約80%は「日本語が不自由なく話せる」又は「だいたい話せる」人達となっており、日本語を話せる人達の中には、さらに日本語を学びたいという意識を持っている人達が多く見られます。また、日本語を学習していない理由については、回答者（複数回答）のうち「忙しくて勉強する時間がないから」が55%と最も多く、次いで「近くに学べる場所がない」が31%、「学習場所についての情報が無い」が25%となっています。

また、県内の小・中学校には平成24年5月1日現在で229人の外国籍の児童・生徒が在籍し、このうち、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の受入れは37校69人となっています。

外国人児童・生徒を受け入れている学校に対しては、必要に応じて指導教員（非常勤講師等）を配置し、外国人児童・生徒一人一人に応じた日本語指導の充実に努めていますが、日本語指導が必要な外国人児童・生徒が県内各地に在籍し、中国語、韓国語、タガログ語など多様な母国語への対応が必要となっています。

##### 【課題】

このようなことから、外国人県民が、日本語や日本の生活習慣等について学習する機会を確保していくことが求められています。

日本語講座については、受講希望者が受講可能となるよう、講座開設数を増やしていくとともに、現在開設されている日本語講座の多くは基礎的な学習が多いことから、受講希望者のニーズに即した多様な内容とすることが必要です。

また、小・中学校における子どもの日本語指導においては、母国語の能力や日本語教育等に関し必要な条件を備えた講師の任用や指導補助者の配置等の充実にともに、状況

に応じ、児童生徒の保護者の支援についても配慮する必要があります。

## (5) 家族問題の増加・複雑化

### 【現状】

宮城県では、「永住者」や「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ人が全ての市町村に居住しています。永住者の多くは、日本人の配偶者等から在留資格を変更したと推測されます。国際結婚によりこれらの在留資格を持つ人は、日本人の男性と結婚した外国人の女性というケースが多くを占めていますが、日本人の夫と外国人の妻という組み合わせの婚姻件数は、平成 16 年の 469 件をピークに減少し、平成 24 年は 184 件となっています。日本人の夫と外国人の妻の離婚件数は平成 18 年の 196 件をピークに減少傾向にあり、平成 24 年度は 126 件となっています。

外国人県民アンケートの結果では、子育てについて、回答者のうち 44%が何らかの悩みを抱えており、「子育てに関する悩みについて相談相手がいない」と回答した割合は、子どもと配偶者のみの世帯で 12%、その他の家族と同居している世帯で 8%となっているのに対し、ひとり親世帯では 30%と割合が大きくなっています。

県では県国際化協会に委託し、みやぎ外国人相談センターを設置していますが、相談内容は離婚やドメスティック・バイオレンス（DV）（注 12）などの家庭生活に関するものが最も多く、30%近くを占めています。

外国人県民の場合、在留資格や文化的背景の違いなどから、問題が複雑化しやすいといった課題があります。また、外国人県民本人が抱える悩みやストレスだけではなく、外国人県民を迎えた家族にとっても、文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり、摩擦が生じたりすることがあります。

さらに、将来帰国することを想定した場合など、子育て中の外国人県民にとっては、子どもの母国語や母国文化の学習・維持も課題となります。

### 【課題】

このような状況から、その家族全体に対する支援が必要となっており、行政機関、行政書士、弁護士をはじめ多様な機関との連携や担当職員の技能向上を図ることで、より迅速・的確に対応できる体制とするとともに、相談者がより相談しやすく、相談窓口を身近に感じられるような対応を行うことが求められています。

## (6) 活躍の場の不足

### 【現状】

外国人県民の自立と社会活動への参加を実現する上で、就労は大きな要素となります。外国人県民アンケートの結果では、外国人県民にとって暮らしやすいまちになるための行政への希望項目（複数回答）として、「就職を支援すること」と回答とした人が最も多く42%となっています。

外国人県民の就労については、「教育」、「技術」などのように活動の内容が限定されている在留資格のほか、「永住者」や「日本人の配偶者等」のように活動に制限がなく就労することのできる在留資格もありますが、県内の多くの事業所では外国人県民の雇用の経験がなく、そのため多文化共生の理念についての認識が不足していることで差別・偏見の意識を持つことも考えられます。また、雇用する上では、多くの事業所で日本語能力や日本の商習慣・企業風土に対する理解を求めているため、日本語の理解が不十分な外国人は就労が困難となることもあります。

ハローワークにおける永住者の求職者の就職率（新規求職受理件数に対する就職件数）は、東日本大震災前は20%前後で推移しており就職は厳しいものとなっていましたが、震災後は、いわゆる復興需要に伴う求人数の増加などにより、平成23年度が33%、平成24年度が39%と上昇しています。なお、今後復興需要が一段落した後は、求人数が減少することが予想され、外国人の就労が厳しくなることも考えられます。

また、就職以外の地域との関わりについての外国人県民アンケートの結果では、行政への希望項目（複数回答）のなかで、「日本人と交流する機会を増やすこと」が25%と3番目に多い回答となっています。このほか、実際に地域との交流や地域活動に参加していると回答した人は10%前後でしたが、今後参加してみたいとの意向が40%程度の人達に見られるとともに、日本人との交流の希望について、日本の文化・習慣を学びたい、地域の行事にもっと参加したいという意向も40%程度の人達に見られました。

### 【課題】

外国人県民の自立と社会参加を実現するためには、就労の面においては、事業者等に対する外国人県民への偏見・差別の撤廃による雇用促進に向けた啓発や外国人県民への就職・起業に関する情報提供等の就業支援のほか、外国人県民が就労可能な日本語能力を身に付けていくことも必要となります。

このほか留学生、高度な専門知識や技術、ノウハウを持つ外国人、いわゆる高度人材の企業への受入・活用についてもその動きを注視し、対応を検討していく必要があります。

また、地域との関わりにおいては、震災後は、外国人県民も同じ地域の一員として地域とのつながりを持つことの重要性が改めて見直されています。このことから、防災に関する行事などさまざまな交流の機会への参加、地域の外国人県民のコミュニティリーダー（注13）の育成などにより、地域に活躍の場を広げることを促進していくことが重要となります。さらに、行政が住民参画の機会に外国人県民の人材の活用を推進することも進めていくことも必要です。人材の活用については、永住者など長い期間県内に居住する外国人はもちろん、留学生やその他の在留資格を持つ外国人県民についても、地域づくりや多文化共生の担い手として活躍することが求められます。

なお、外国人県民の年齢構成について、現在の年齢構成を移行して試算する場合、5年後には60代以上が800人程度増加すると見込まれます。今後は、高齢化に対応した社会福祉施策によるサポートの充実や、就労以外の交流の場・社会活動の場の提供など、地域での生活の充実を図るための支援が求められます。

## （7）外国人県民の急増への備え

### 【現状】

東日本大震災後、県内の在留外国人は留学生や技能実習生を中心に約2,000人減少しましたが、平成24年には技能実習制度活用の事業所の増加、留学生の増加等により微増しています。

今後は、経済のグローバル化の進展や海外企業の進出等に伴い、外国人労働者の増加や製造業の集積によって日系定住外国人等の労働者の集住が急激に進む可能性も考えられます。さらに、岩手・宮城にまたがる北上山地が、超大型加速器「国際リニアコライダー（ILC）」の国内誘致候補地（平成25年8月時点。研究者組織ILC戦略会議による選定）になるなど、今後多数の外国人研究者等の居住の可能性も生じています。

なお、県内では、これまで黒川郡大和町が製造工場の進出に伴う外国人登録者数の急増と急減を経験しています。平成14年末の時点で、黒川郡大和町における外国人登録者数（県経済商工観光部国際政策課調べ）は556人でしたが、1年後の平成15年末には1,041人に急増し、町内の総人口に対する外国人登録者の割合は4%を超えました。外国人登録者の多くは、「定住者」（注14）の在留資格で来日した日系定住外国人で町内の製造業に勤務していました。その後当該工場の撤退に伴い減少し、平成24年末の時点の大和町の在留外国人（法務省在留外国人統計）は99人で、町内人口に占める割合は0.4%に減少しています。

【課題】

外国人県民の急増に対応するためには、関係機関が連携・協働し、速やかに対応する体制を整えておく必要があります。また、生活適応のために、多言語情報の提供、日本語学習、相談対応等の支援やコミュニティリーダーの育成、関係機関のネットワーク構築等、地域の状況に応じた環境の整備が必要となります。

このほか、地域における恒常的な多文化共生の基本理念の普及啓発も重要です。

以上のような現状と課題から、次のとおり「施策の方向性」と「事業の取組方針」を設定します。

現 状 と 課 題	施策の方向性	事業の取組方針
<p><b>受入側の理解の不足・認識の低さ</b></p> <p>多文化共生の理念の啓発が必要</p>	<p>基本理念の啓発による多文化共生の基盤づくりを行う</p> <p>&lt;意識の壁の解消&gt;</p>	<p>地域社会への基本理念の啓発</p>
<p><b>地域とのつながりの希薄さ</b></p> <p>地域住民との交流の促進が必要</p>	<p>外国人県民と地域住民との連携の推進を図る</p> <p>&lt;意識の壁の解消&gt;</p>	<p>地域とのつながりの推進</p>
<p><b>コミュニケーションの困難さ</b></p> <p>多言語による情報提供が必要</p>	<p>情報面から外国人県民の生活の安全・安心を確保する</p> <p>&lt;言葉の壁の解消&gt;</p>	<p>多言語化支援</p>
<p><b>学習の機会の不足</b></p> <p>日本語や日本の生活に関する学習の機会の確保が必要</p>	<p>外国人県民の社会への適応力向上を促進する</p> <p>&lt;言葉の壁の解消&gt;</p>	<p>外国人県民への学習支援</p>
<p><b>家族支援の必要性</b></p> <p>外国人県民の家族全体への支援が必要</p>	<p>外国人県民とその家族(多文化家族)の家庭生活の質の向上を促進する</p> <p>&lt;生活の壁の解消&gt;</p>	<p>家族サポート</p>
<p><b>活躍の場の不足</b></p> <p>就労支援, 人材活用, 地域活動への参加促進が必要</p>	<p>外国人県民の能力の発揮と社会活動への参加を促進する</p> <p>&lt;生活の壁の解消&gt;</p>	<p>活躍に向けた支援</p>
<p><b>外国人県民の急増</b></p> <p>関係機関連携による速やかな支援・地域への啓発と外国人県民の地域社会への適応促進が必要</p>	<p>外国人県民と共生する体制を構築する</p> <p>&lt;将来の課題への対応&gt;</p>	<p>外国人増加への対応</p>



## 第4 施策の方向性と事業の取組方針

### 1 地域社会への基本理念の啓発

◆多文化共生施策の方向性：基本理念の啓発による多文化共生社会の基盤づくり

◆事業の取組方針：意識の壁の解消に向けた地域社会への基本理念の啓発

多文化共生社会の基盤づくりのためには基本理念の啓発が不可欠であることから、広く県民を対象とした啓発を行い、多文化共生への理解と協力を推進します。

特に、地域や職場、学校などさまざまな場面での啓発を行い、多文化共生社会の基本理念の浸透を図るとともに、外国人県民の生活に関わる行政機関に対する啓発も強化していきます。

こうした取組によって、「意識の壁」の解消を図り、多文化共生社会に向けた基盤をつくります。

#### 《具体的な取組内容》

県民に対する啓発	*シンポジウムや交流イベントなどとおして、県民全体が多文化共生の基本理念に基づいた地域づくりに取り組むよう推進します。
	*町内会・自治会等の地域住民による組織や、民生委員等の地域住民の支援者と連携を図り、地域における基本理念の啓発を行います。
教育機関における啓発	*学校での児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育をとおして、異文化理解や地域に住む外国人県民との共生、人権の尊重に関する意識の醸成を図ります。
事業者に対する啓発	*外国人県民の働く場や研修の場を提供する事業者、サービスを提供する事業者が多文化共生の基本理念を理解し、多文化共生の地域づくりにおいて事業者としての役割を果たすよう啓発します。
市町村に対する啓発	*市町村における多文化共生施策を促進するための研修等を行います。
	*多文化共生担当部署のほか、教育、保健・福祉等住民生活に関わる部署における多文化共生の意識向上を図ります。
多文化家族 <sup>(注15)</sup> に対する啓発	*国際結婚などで外国人県民を迎えた家族（以下「多文化家族」とします。）における多文化共生を推進するため、基本理念の啓発を行います。
推進体制の整備	*県、市町村、関係機関が協働して多文化共生を推進するための体制と、行政機関内部において多文化共生施策を効果的に実施していくための体制を整備します。



### 《取組に向けた主な役割分担》

市町村	* 地域における多文化共生の基本理念の啓発を行います。啓発にあたっては、町内会・自治会等の地域住民による組織や、民生委員等地域住民の支援者と連携を図ります。
	* 学校での児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育をとおして、異文化理解や地域に住む外国人県民との共生、人権の尊重に関する意識の醸成を図ります。
	* 教育、保健福祉等住民生活に関わる部署での多文化共生の意識向上を図ります。
	* 外国人県民のニーズを把握し、関係機関と連携・協働し、多文化共生施策を実施します。
宮城県	* 県民、事業者、市町村等に対し、多文化共生の基本理念についての啓発を行います。
	* 学校での児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育をとおして、異文化理解や地域に住む外国人県民との共生、人権の尊重に関する意識の醸成を図り、また、市町村が行う取組を支援します。
	* 教育、保健、医療、福祉等住民生活に関わる部署での多文化共生の意識向上を図ります。
	* 行政機関、事業者、関係機関が協働して多文化共生の地域づくりに取り組むための推進体制を整備します。
	* 全県的・広域的な課題に取り組むとともに、市町村間連携による取組を推進します。
(公財)宮城県国際化協会	* 県民、行政機関、関係機関に対する多文化共生の基本理念の啓発を行い、また、県や市町村が行う取組に協力します。
	* 行政機関、事業者、関係機関と協働して多文化共生を推進するとともに、これらの機関の取組を支援します。
市町村国際交流協会・NPO	* 多文化共生の基本理念を理解し、多文化共生施策の地域における実践者として、県民に対し多文化共生の基本理念を啓発します。また、市町村や他の機関が行う取組に協力します。
事業者	* 多文化共生の基本理念を理解し、雇用や事業活動における差別的な取扱いの解消や外国人県民に配慮した取組、外国人県民の人材活用を推進します。

### 《施策の評価指標》

項目	平成 25 年度	平成 30 年度
多文化共生啓発事業等を実施している市町村数	2 市町村	35 市町村

## 2 外国人県民と地域住民との連携の推進

◆多文化共生施策の方向性：外国人県民と地域住民との連携の推進

◆事業の取組方針：意識の壁の解消に向けた外国人県民と地域とのつながりの推進

外国人県民と地域とのつながりとして、日常的な交流を行うことが社会参画や災害時・緊急時の自助・共助のために大変重要となります。

外国人県民の地域住民との日常的な交流や、防災訓練への参加を促進するとともに、自助・共助の力を身に付けるための防災知識や防犯知識の醸成を図ります。

こうした取組によって「意識の壁」の解消を図り、外国人県民と地域住民の連携を推進します。

### 《具体的な取組内容》

地域住民との交流の促進	*町内会・自治会や市町村が実施する各種行事への参加を促進します。
防災訓練への参加促進	*町内会・自治会や市町村が実施する防災訓練への参加を促進します。
防災・防犯に関する啓発	*自助・共助の力を身に付けるための防災知識や防犯知識の醸成を図ります。

### 《取組に向けた主な役割分担》

市町村	*町内会・自治会や市町村が主催する各種行事や防災訓練、防災・防犯講座等の実施について、外国人県民へ周知し参加を促します。
	*町内会・自治会や地域住民に対し、各種行事や防災訓練等への外国人県民の参加呼びかけを促します。
	*外国人県民に対応した防災訓練、防災・防犯講座等を実施します。
	*地域住民と外国人県民との交流の機会を創出します。
宮城県	*市町村や町内会・自治会、民生委員等の地域住民に対し、外国人県民に対する理解促進、交流についての協力を促します。
	*町内会・自治会や市町村が主催する各種行事、防災訓練、防災・防犯講座等への外国人県民の参加事例を広く周知します。
	*外国人県民に対応した防災訓練、防災・防犯講座等の実施を支援します。

(公財)宮城県国際 化協会	*市町村や町内会・自治会，民生委員等の地域住民に対し，外国人 県民に対する理解促進，交流についての協力を促します。
	*外国人県民に対応した防災訓練，防災・防犯講座等の実施を支援 します。
市町村国際交流協 会・NPO	*市町村や町内会・自治会と連携し，取組に協力します。
県民(町内会・自治 会，地域住民)	*多文化共生の理念を踏まえた行事の企画・実施や，外国人県民 に対する参加呼びかけを行います。

### 《施策の評価指標》

項 目	平成 25 年度	平成 30 年度
多文化共生に関する説明会 等に参加した県民の数 (のべ人数)	—	750 人

### 3 情報面からの生活の安全・安心の確保

◆多文化共生施策の方向性：情報面からの外国人県民の生活の安全・安心の確保

◆事業の取組方針：言葉の壁の解消に向けた多言語化支援

多言語化支援として、災害時や日常生活において必要な情報を多言語ややさしい日本語により提供することは、安全・安心な生活を行う上で重要です。これらの重要性について、行政機関や関係機関への意識啓発を行い、多言語化ややさしい日本語による情報提供を推進します。

また、災害時にも外国人県民の安全・安心の確保ができるよう、市町村間や県域を越えた地域間連携による多言語化体制の構築を目指します。

こうした取組によって、「言葉の壁」の解消を図り、情報面から外国人県民の生活の安全・安心を確保します。

#### 《具体的な取組内容》

県・市町村、その他の公共機関における情報の多言語化の推進	* 県、市町村その他の公共機関において、多言語ややさしい日本語による情報配信や対応を推進します。
災害時等における多言語情報の提供	* 災害発生時や緊急時の情報、防犯に関する情報など安全・安心に関する情報について、多言語ややさしい日本語による提供を推進します。
医療機関における情報の多言語化の推進	* 医療機関での多言語問診票の利用や、医療通訳ボランティアの活用など、受診時の多言語対応を推進します。
保健福祉分野の情報の多言語化の推進	* 出産、子育て、福祉に関する相談対応時の通訳ボランティアの活用や、資料の多言語化など、対応の向上を推進します。
通訳活用等による多言語対応の推進	* 行政機関や医療機関の利用時や、災害時に対応する通訳ボランティアの体制整備を行い、多言語対応を推進します。
地域間連携による多言語化の推進	* 災害時において、市町村間や県域を越えた連携による多言語化体制の構築を目指します。

#### 《取組に向けた主な役割分担》

市町村	* 生活情報、保健福祉関連情報、災害時等の情報の提供や相談対応における多言語・やさしい日本語による対応や通訳の活用を推進します。
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 災害時には、状況に応じ他の市町村との連携による情報の多言語化を図ります。</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 生活情報、保健福祉関連情報、災害時等の情報の提供や相談対応における多言語・やさしい日本語による対応を推進し、支援します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* <u>保健福祉等の行政機関、医療機関等における通訳の活用を推進します。</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 医療機関、公共機関における情報の多言語化等の推進について啓発し、支援します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 災害時において、市町村間や県域を越えた連携による多言語化体制の整備を行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 全県共通に提供する情報の多言語化・やさしい日本語化を推進します。</li> </ul>
(公財)宮城県国際化協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 生活情報、保健福祉関連情報、災害時等の情報の提供や相談対応における多言語・やさしい日本語による対応や通訳の活用を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 通訳ボランティアを育成し、行政機関その他の公共機関からの要請に応じて紹介します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 行政機関が情報の多言語化を行う際の翻訳人材を紹介します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 災害時において、市町村間や県域を越えた国際交流協会間の広域連携による多言語化の体制を構築・強化します。</li> </ul>
市町村国際交流協会・NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市町村と連携し、地域の生活情報の多言語化・やさしい日本語化を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 通訳ボランティアの育成、地域における通訳体制の整備を支援します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市町村と連携し、災害時の他の市町村との連携による情報の多言語化を推進します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公共性の高い事業活動を行う事業者においては、利用客に向けた情報の多言語化・やさしい日本語化を推進します。</li> </ul>

### 《施策の評価指標》

項目	平成 25 年度	平成 30 年度
多言語による生活情報の提供を実施している市町村数	9 市町村	16 市町村

## 4 地域社会への適応力向上

◆多文化共生施策の方向性：外国人県民の地域社会への適応力向上の促進

◆事業の取組方針：言葉の壁の解消に向けた外国人県民への学習支援

外国人県民に対する学習支援として、日本語講座は重要なものとなっています。また、日本語講座は、日本語の習得のみならず、交流や情報交換を行い日本の生活や文化を学ぶ場ともなっており、東日本大震災では、被災した外国人のサポートを行う拠点となりました。こうした経験から、日本語講座は災害時には外国人県民を支援する機能も期待されるため、各地域での開設を進めます。さらに、就労に向けた日本語習得など、学習者のニーズに応じた多様な内容となるよう日本語講座の充実を図ります。

学校においては、外国人児童・生徒の日本語教育について個人の状況に応じた適切な日本語学習指導を行うとともに、保護者に対する生活や教育に関する相談対応等の支援についても配慮します。

また、外国人県民が日本での生活を始めるに当たって、日本の生活習慣や地域での生活上のルールに関する説明（以下「生活オリエンテーション」とします。）の実施を推進することにより日本の生活習慣等を学ぶ機会を設けます。

こうした取組によって、言葉の壁の解消を図り、外国人県民の地域社会への適応力の向上を促進します。

### 《具体的な取組内容》

日本語講座の充実	*日本語講座のない地域における講座の新設、既設の講座の内容の充実を図ります。
学校における外国人児童・生徒の日本語教育推進等	*地域の小・中学校に通う外国人の児童・生徒が、日本語を学び学校に適應できるよう小・中学校における日本語指導の充実を図ります。 *外国人児童・生徒の保護者に対する支援（生活や教育に関する相談対応等）についても配慮し、関係機関との連携の上対応します。
生活オリエンテーションの推進	*住民登録を行う市町村において、外国人県民に対する生活オリエンテーションの実施を推進します。

### 《取組に向けた主な役割分担》

市町村	* 市町村国際交流協会・NPO等と連携し、日本語講座を開設します。また、既に実施している講座への支援・充実を図ります。
	* 外国人児童・生徒が通学する小・中学校における日本語指導の充実や、必要に応じた保護者に対する支援を行います。
	* 外国人県民に対する生活オリエンテーションを実施します。
宮城県	* 日本語講座のない地域での講座の開設や既設の講座の充実を促進します。
	* 外国人児童・生徒が通学する小・中学校における日本語指導の充実や、必要に応じた保護者に対する支援を促進します。
	* 地域における生活オリエンテーションの実施を促進します。
(公財)宮城県国際化協会	* 日本語講座を開催します。
	* 地域の日本語講座の充実に向け、講師やボランティアの育成、教材の充実等を図ります。
	* 小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導、必要に応じた保護者に対する支援に協力します。
	* 地域における生活オリエンテーションに協力します。
市町村国際交流協会・NPO	* 地域における日本語講座を開催し、また、市町村が開催する日本語講座を支援します。
	* 市町村と協力して外国人県民の日本語・日本の生活習慣等の学習を支援します。
	* 小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導に協力します。
事業者	* 雇用する外国人県民とその家族の日本語、日本の生活習慣等の学習を支援します。

### 《施策の評価指標》

項目	平成 25 年度	平成 30 年度
日本語講座開設数	28 講座	32 講座

## 5 家庭生活の質の向上

◆多文化共生施策の方向性：外国人県民とその家族の家庭生活の質の向上の促進

◆事業の取組方針：生活の壁の解消に向けた家族サポート

外国人県民やその家族に対するサポートとして、みやぎ外国人相談センターや行政、国際交流協会などの相談機関において、的確、迅速な対応が可能となるよう相談体制の強化を図るとともに、相談者がより相談しやすく、相談窓口を身近に感じられるような対応を行います。

また、出産・子育てに対する支援や、ひとり親世帯に対する支援を充実します。

さらに、外国人県民の母国語・母国文化の教育について、実施団体や関係機関との情報交換・共有等により、外国人県民の子どもが帰国後に母国に適応できるよう支援します。

こうした取組によって、生活の壁を解消し、外国人県民とその家族の家庭生活の質の向上を図ります。

### 《具体的な取組内容》

多文化家族からの相談への対応力の向上・相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>*外国人県民やその家族からの相談対応において、みやぎ外国人相談センターや、県、市町村の各担当部署、行政書士等の関係機関の連携により支援体制を強化します。</li><li>*相談対応者が外国人県民からの相談に関する理解を深め、的確、迅速な対応や相談者が相談しやすい対応を行うため、相談技術の向上など相談への対応力向上を図ります。</li><li>*行政の相談窓口の開設、相談対応の充実を図ります。</li></ul>
外国人県民の子育て支援	<ul style="list-style-type: none"><li>*出産、子育てに関する悩みやひとり親世帯での悩みの解決のため、関係機関が連携し、的確な支援を行います。</li></ul>
母国語・母国文化の教育の学習の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>*実施団体と関係機関相互の情報交換・共有等により、外国人県民の子どもの母国語や母国文化の学習に関する必要な支援を行います。</li></ul>



### 《取組に向けた主な役割分担》

市町村	*住民からの相談に対応する部署において、相談技術の向上など相談への対応力向上を図るとともに、外国人県民の専門相談窓口を設置します。
	*出産、子育てに関する悩みやひとり親世帯での悩みを解決するため、関係部署や関係機関の連携により、必要な情報の提供、迅速な対応を図ります。
宮城県	*外国人県民の相談窓口を設置するとともに、相談対応の充実を図ります。
	*相談技術の向上など相談への対応力向上を図るため、相談窓口や教育、保健福祉等の担当職員の研修会を開催します。
	*市町村等の子育て支援の取組を支援します。
	*母国語・母国文化教育について、関係機関相互の情報交換・共有等により、外国人県民の子どもの学習に関する必要な支援を行います。
(公財)宮城県国際化協会	*県、市町村、関係機関 への専門的な助言を行い、相談体制の整備や強化を図ります。
	*相談窓口の設置や相談への対応力向上を支援します。
	*市町村等が行う子育て支援等の取組を支援します。
	*母国語・母国文化教育に関する取組に協力します。
市町村国際交流協会・NPO	*外国人県民や多文化家族からの相談に対応するとともに、他の機関が行う相談対応を支援します。
	*地域における子育て支援等の取組を実施し、また、他の機関が行う取組に協力します。
	*母国語・母国文化教育について、関係機関相互の情報交換・共有を行うとともに、希望者への学習機会・情報の提供を行います。

### 《施策の評価指標》

項目	平成 25 年度	平成 30 年度
外国人相談対応の体制を整備している市町村数	5 市町村	9 市町村

## 6 能力発揮の促進

◆多文化共生施策の方向性：外国人県民の能力発揮の促進

◆事業の取組方針：生活の壁の解消に向けた活躍の支援

外国人県民の活躍の支援として、就業支援や行政への住民参画機会の提供を行うとともに、地域活動への参加・交流や外国人県民のコミュニティリーダーの育成を図ることにより、外国人県民の社会参画・人材活用を促進します。

今後は、外国人県民の高年齢化に伴い、社会福祉施策によるサポートの充実や、就労以外の社会活動・交流の場の提供など、地域での生活の充実を図っていくことが求められます。

こうした取組によって、「生活の壁」を解消し、外国人県民の能力の発揮を促進します。

### 《具体的な取組内容》

就業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業者に対し、外国人県民の雇用に関する情報提供や、雇用促進に向けた啓発を行います。</li> <li>* 外国人県民に対し、就職支援や起業相談等に関する情報など就労定着のための情報提供を行います。</li> </ul>
行政への住民参画の機会等での人材活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 県，市町村が施策における住民参画（パブリックインボルブメント）の機会を設ける際や、地域において外国人県民の支援，国際交流の取組を行う際に、<u>外国人県民も日本人と同様に地域住民の一員であることを踏まえ</u>，外国人県民の人材活用を推進します。</li> </ul>
地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 地域活動への参加，地域住民との交流を促進するとともに，コミュニティリーダーの育成等を行うことにより，外国人県民が，地域の一員として活力ある地域づくりに貢献する活躍の場を広げます。</li> </ul>

### 《取組に向けた主な役割分担》

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 地域内の事業者に対し、雇用促進に向けた啓発を行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 県が就職支援や起業相談等に関する情報を外国人県民に提供する際に協力します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民参画（パブリックインボルブメント）の機会に，外国人県民の人材活用を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 外国人県民の地域活動への参加，地域住民との交流や，コミュニティリーダーの育成等を行うことにより，地域での活躍を促進します。</li> </ul>

宮城県	*雇用の促進に向けた事業者への啓発を行います。
	*市町村や関係機関を通じ、就職支援や起業相談等に関する情報の提供を行います。
	*企業における留学生や高度人材外国人の受入・活用について注視し、対応を検討します。
	*住民参画（パブリックインボルブメント）の機会に外国人県民の人材活用を推進し、市町村や関係機関に対しても人材活用を働きかけます。
	*市町村における外国人県民の地域住民との交流、地域活動への参加、コミュニティリーダーの育成を支援します。
(公財)宮城県国際化協会	*県が就職支援や起業相談等に関する情報を外国人県民に提供する際に協力します。
	*事業活動において、外国人県民の人材活用を進め、コミュニティリーダーを育成します。
	*市町村が行う地域住民との交流、地域活動への参加促進に協力します。
市町村国際交流協会・NPO	*県が就職支援や起業相談等に関する情報を外国人県民に提供する際に協力します。
	*事業活動において、外国人県民の人材活用を進め、市町村とともにコミュニティリーダーの育成を行います。
	*市町村が行う地域住民との交流、地域活動への参加促進に協力します。
事業者	*雇用における外国人県民に対する不当な扱いを排除し、外国人県民の活躍の機会を拡大します。
	*インターンシップの受入れ等により、外国人県民の就職を支援します。

### 《施策の評価指標》

項目	平成 25 年度	平成 30 年度
技能実習を除く外国人雇用者数	3,212 人	3,900 人

## 7 共生する体制の構築

◆多文化共生施策の方向性：外国人県民と共生する体制の構築

◆事業の取組方針：将来の課題としての外国人増加への対応

東日本大震災後、県内の外国人県民は留学生や技能実習生を中心に約2,000人減少しましたが、技能実習制度を活用する事業所の増加、留学生の増加等により微増傾向にあります。

今後は、経済のグローバル化や海外企業の進出等に伴い、県内の外国人労働者が増加し、また、製造業の集積によって日系人定住外国人等の労働者の集住が急激に進む可能性が考えられます。

これに対応するためには、関係機関が連携・協働し、速やかに対応する体制を整えておく必要があります。多言語情報の提供、日本語学習、相談対応等の支援やコミュニティリーダーの育成、関係機関のネットワーク構築等、地域の状況に応じた環境の整備が必要となります。また、恒常的な地域における多文化共生の基本理念の啓発も重要となります。

こうした取組によって、外国人県民と共生する体制を構築します。

### 《具体的な取組内容》

行政、事業者、関係機関の連携・協働による支援・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>*行政機関、事業者、関係機関が連携・協働して、多言語情報の提供、日本語学習等の生活環境への適応支援を迅速かつ的確に行うとともに、支援のためのネットワークを構築します。</li> <li>*行政機関、事業者、関係機関が連携・協働して、地域における基本理念の啓発を行います。</li> </ul>
多様な外国人県民に対応する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>*生活環境への対応に関し、多言語情報の提供、日本語学習、相談対応の充実や、外国人県民のコミュニティリーダーの育成等、地域の状況に応じた支援と環境整備を行います。</li> </ul>

### 《取組に向けた主な役割分担》

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>*関係機関と連携し、外国人県民に対し、多言語情報の提供、日本語学習の支援、相談対応等、地域への適応を支援します。</li> <li>*地域への適応支援のための関係機関のネットワークを構築します。</li> <li>*町内会・自治会など地域住民による組織と連携し、基本理念の啓発を行います。</li> <li>*外国人県民のコミュニティリーダーの育成を行います。</li> </ul>
-----	--

宮城県	* 関係機関と連携し、外国人県民の支援と地域における基本理念の啓発を行います。
	* 市町村や関係機関が行うコミュニティリーダーの育成、啓発事業等の取組を支援します。
	* 全国的な動向に関する情報を収集し、連携の調整を図ります。
(公財)宮城県国際化協会	* 関係機関と連携し、外国人県民の支援と地域における基本理念の啓発を行います。
	* 外国人県民のコミュニティリーダーの育成を行います。
	* 県や市町村、関係機関が行う取組に協力します。
市町村国際交流協会・NPO	* 市町村や関係機関と連携し、外国人県民の支援と地域における基本理念の啓発を行います。
	* 市町村、関係機関が行う取組に協力します。
事業者	* 雇用主として、就労する外国人県民の生活を支援します。
	* 市町村、関係機関が行う取組に協力します。

## 第5 計画推進のために

### 1 計画の進行管理

多文化共生施策の取組については、施策ごとに定めた評価指標により評価します。また、県は、本計画の適切な進行管理を行い、県が実施した取組について毎年度県議会に報告します。

本計画の対象期間は5年間ですが、この間に社会経済情勢が著しく変化した場合は、これに柔軟に対処し、必要に応じて本計画の点検・見直しを行います。

### 2 関係機関の役割

#### (1) 多文化共生の推進に向けた役割分担

多文化共生を推進するためには、県民、市町村、県、公益財団法人宮城県国際化協会その他の関係機関が適切に役割分担し、連携・協働していくことが必要となります。主な役割は以下のとおりです。

##### ① 県民の役割

国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民が多文化共生の基本理念を理解し、地域社会や職場、学校、家庭などのあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めます。また、行政機関や国際交流協会・NPO等が行う多文化共生に向けた取組に積極的に参加します。

##### ② 市町村の役割

市町村は、外国人県民に最も身近な行政機関として、生活情報の適切な提供や、日本語・日本の生活習慣等に関する学習の支援等生活に密着した支援を行います。また、地域における多文化共生の基本理念の普及啓発を行い、地域内の関係機関と連携した取組を行います。

##### ③ 県の役割

県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、基本理念の全県的な普及啓発や全県的な情報配信、広域的な課題への対応、先進分野に関する取組等、市町村による実施が難しい分野の取組を行います。また、市町村と関係機関による多文化共

生の取組の促進・支援を行い、関係機関と連携して県全体の多文化共生を推進するための体制を整備します。

#### ④ 公益財団法人宮城県国際化協会の役割

公益財団法人宮城県国際化協会は、これまでの多文化共生の推進に関する活動実績を踏まえ、取組を継続するとともに、県、市町村、関係機関が行う多文化共生の取組に関し、専門的、技術的な支援や多文化共生の推進を担う人材の育成、先進分野への取組等を行います。

#### ⑤ 市町村国際交流協会・NPOの役割

市町村の国際交流協会や地域の民間団体・NPO等は、これまでの活動実績をいかし、市町村、関係機関と連携しながら多文化共生の推進に向けた取組を進めます。

既に多文化共生の推進に向けた取組を積極的に行っている機関は、取組を継続するとともに、多文化共生の推進を担う人材の育成、先進分野への取組、市町村や関係機関との連携・協働を積極的に進めます。

#### ⑥ 教育機関の役割

学校教育・社会教育においては、学校に在籍する外国人児童・生徒に対する指導の充実を図るとともに、多文化共生についての意識の向上と多文化共生の推進を担う人材の育成を推進し、地域の関係機関とも連携して取組の充実を図ります。

#### ⑦ 事業者の役割

事業者は、多文化共生社会の形成において重要な役割を担うことから、多文化共生の基本理念を理解し、各々の事業活動において多文化共生を推進するための取組を行うとともに、県や市町村が実施する施策への協力を図ります。

### (2) 多文化共生の推進に向けた行政機関の連携・協働の強化

#### ① 行政機関内部の連携

県や市町村での多文化共生のための施策は、多文化共生担当部署が中心となって取り組みますが、多岐にわたる課題の解決のため、その他の部署が主体的に行う取組や相互の連携・協働による取組を強化します。

## ② 行政機関相互の連携

外国人県民の置かれている状況やニーズは地域により様々ですが、市町村における共通課題の解決に当たっては、近隣の市町村との連携した取組を行います。

また、多文化共生施策のより効果的な取組を行うため、県と市町村において、保健福祉、教育等の関連部署の相互の連携・協働を強化します。

## (3) 地域におけるコーディネート的重要性

多文化共生を推進するためには、外国人県民が持つニーズや地域が抱える課題等を収集する一方で、地域が持つ社会資源（注16）を把握し、ニーズ・課題に即した取組を行うという一連の流れをコーディネート（注17）することが必要です。ニーズ・課題に即した社会資源等がない場合は、新たに創出することも求められ、取組の実施後は、ニーズ・課題が解消したかをチェックすることも必要となります。

地域的な課題や生活に密着した分野については、外国人県民に最も身近な地方公共団体である市町村がコーディネートを行います。

全県的な課題、先進的な取組、広域連携や他分野との連携による取組が求められる課題については、県がコーディネートを行います。

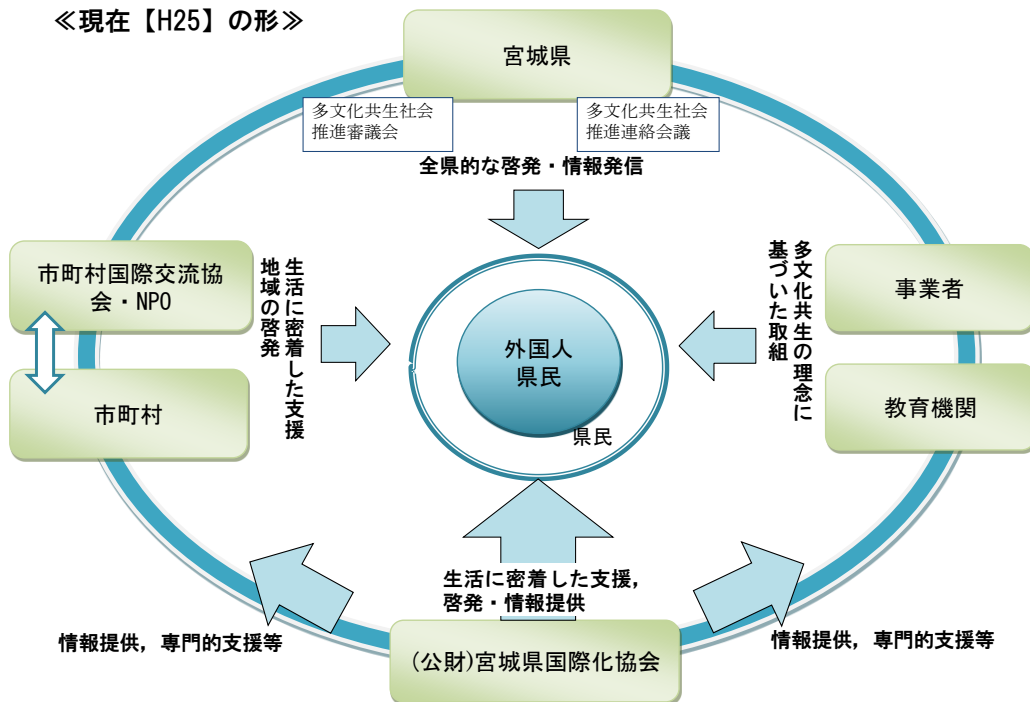
多文化共生のコーディネートについては、県や市町村が単独で地域におけるニーズ・課題を適切に把握し、取り組むことには限界があることから、行政機関相互の連携のほか、外国人県民を含む県民や関係機関とのネットワークを構築し対応していくことが重要です。

## (4) 多文化共生における役割分担とネットワークのイメージ図

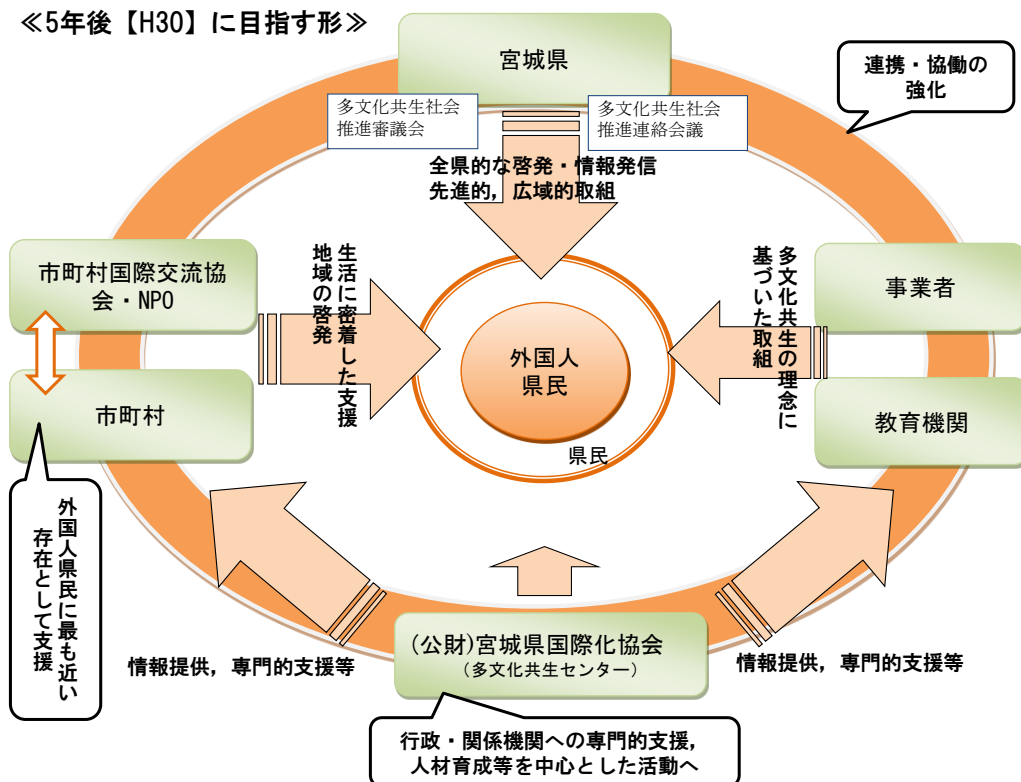
これまでに築いた多文化共生における各機関の役割分担とネットワークを強化して各関係機関の連携・協働を図ります。また、行政機関、市町村国際交流協会・NPOが外国人県民の支援・協働の担い手としてそれぞれの役割を果たし、（公財）宮城県国際化協会は、行政機関や関係機関が行う取組への専門的・技術的支援や人材の育成など間接的な支援を担うようになることを目指します。



《現在【H25】の形》



《5年後【H30】に目指す形》



将来的には、県や市町村、国際交流協会・NPOが取組の直接的な担い手となり、(公財)宮城県国際化協会は、これらの取組への専門的・技術的支援や、人材育成など間接的な支援を担うようになることを目指します。

### 3 推進体制の整備

行政機関，事業者，関係機関による「宮城県多文化共生社会推進連絡会議」を設置し，ネットワークの基盤を構築します。また，条例に基づき設置した「宮城県多文化共生社会推進審議会」が県内における多文化共生の状況について調査審議し，県に提言を行います。

さらに，県，市町村，関係機関が多文化共生施策を展開する際に，専門的，技術的な支援を行う公益財団法人宮城県国際化協会を「多文化共生センター」として位置付け，宮城県の多文化共生を推進するための重要なけん引役とします。

用語説明

番号	ページ	項目	内容
注1	1p	在留外国人	平成24年7月に新しく導入された在留管理制度の対象となる「中長期在留者」及び「特別永住者」を合わせた人をいう。この制度の導入に伴い「外国人登録法」は廃止となった。
注2	1p	グローバル化	世界的規模となっている状態。国境を越えて地球全体にかかわるようになっている状態
注3	4p	NPO	営利を目的とせず、継続的、自発的に行う社会的・公益的な活動（民間非営利活動）を行う団体。NPOはNon Profit Organizationの略語
注4	9p	中長期在留者	「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」とします。）に基づく在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人で、次の(1)から(6)までのいずれにもあてはまらない人 (1) 「3月」以下の在留期間が決定された人 (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された人 (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人 (4) (1)から(3)までに準じるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方） (5) 特別永住者 (6) 在留資格を有しない人
注5	9p	特別永住者	「入管法」に基づく在留資格で、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に基づき在留する人
注6	9p	外国人登録者	「外国人登録法」（平成24年7月廃止）に基づき市町村に外国人登録を行っている人で、日本に90日を超えて滞在しようとする外国人が対象となっていた。
注7	9p	技能実習生	発展途上国への国際貢献と国際協力を目的として、日本の技術・技能等の習得を支援する制度により来日した人
注8	10p	在留資格	「入管法」により規定されている外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活動等を類型化したもの。
注9	10p	日本人の配偶者等	「入管法」に基づく在留資格で、日本人の配偶者若しくは民法第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として生まれた人

注 10	10p	永住者	「入管法」に基づく在留資格で、日本在留中に法務大臣から永住への在留資格変更許可を受けた人
注 11	15p	<u>やさしい日本語</u>	<u>普通の日本語よりも簡単で、外国人もわかりやすい日本語のこと。やさしい日本語に言い換えるための次のようなルールがある。①重要度が高い情報だけに絞る。②あいまいな表現は避ける。③難しい語句を言い換える。④複雑でわかりにくい表現は文の構造を簡単にする。など</u>
注 12	17p	ドメスティック・バイオレンス	英語のDomestic Violenceをカタカナ表記したもので、略して「DV」と言うこともある。配偶者など親密な関係にある者又はあった者から振るわれる暴力
注 13	19p	コミュニティリーダー	主として同じ出身国の外国人によって構成される地域コミュニティにおいて、多文化共生に向けた指導的役割を担う人
注 14	19p	定住者	「入管法」に基づく在留資格で、法務大臣から特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定して居住を認められた人
注 15	21p	<u>多文化家族</u>	<u>国際結婚などで外国人県民を迎えた家族</u>
注 16	37p	社会資源	住民のニーズを充足するために活用される施設や機関、制度、資源、知識、技能等を指す総称
注 17	37p	コーディネーター	課題やニーズを解決する取組を行う際に、関係者が適切な役割分担のもとで各主体の能力を効果的に発揮できるように調整すること。

# 参 考 資 料

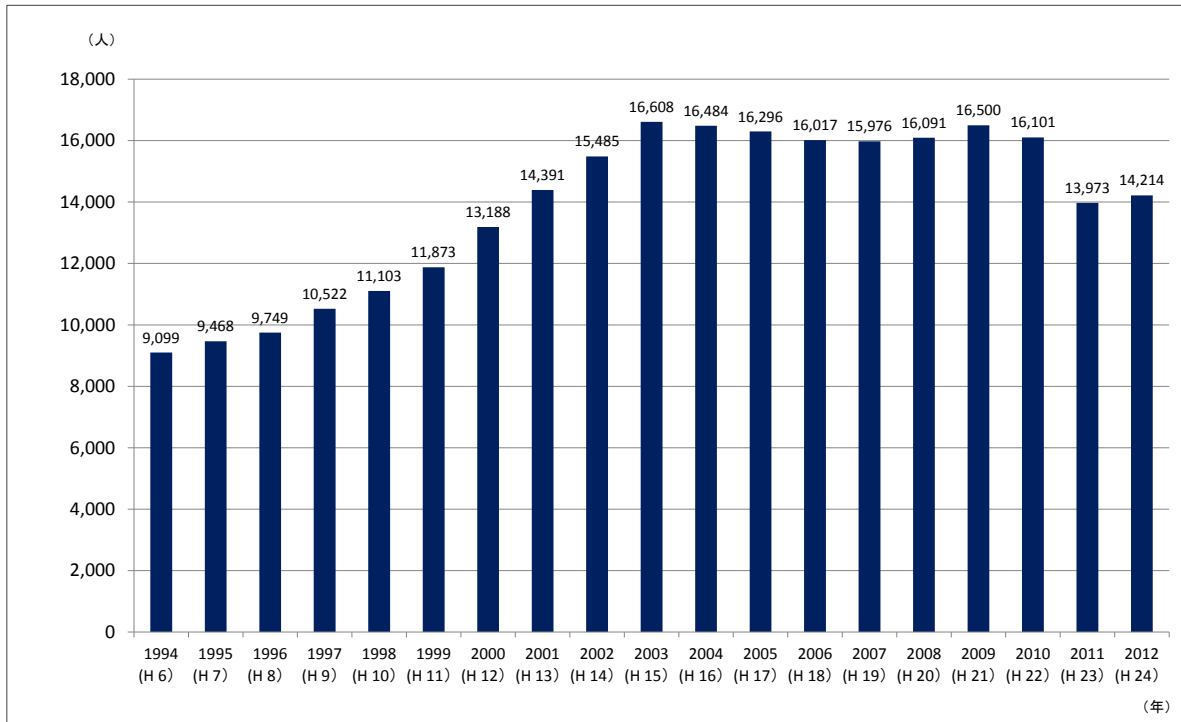
1 宮城県における外国人県民の概況	1
(1) 在住外国人数の推移	1
(2) 主な在留資格別在留外国人数の推移	1
(3) 国籍別在留外国人数の推移	2
(4) 在留資格の構成【宮城県・全国，2012年】	2
(5) 中国籍，韓国・朝鮮籍の在留資格の構成【2012年】	3
(6) 東日本大震災前後の在留資格別在留外国人数	4
(7) 東日本大震災前後の主な国籍別在留外国人数	4
(8) 各市町村別の在住外国人数【2012年】	5
(9) 年齢構成【2012年】	6
(10) 日本及び宮城県内の居住年数	6
(11) 今後の居住予定	7
(12) 国際結婚等の状況	8
2 外国人県民をとりまく現状	9
(1) 外国人県民に対する理解の不足・認識の低さに関するもの	9
(2) 地域とのつながりの希薄さに関するもの	10
(3) コミュニケーションの困難さに関するもの	12
(4) 学習の機会の不足に関するもの	14
(5) 家族問題の増加・複雑化に関するもの	17
(6) 活躍の場の不足（就労，地域活動）に関するもの	19
3 多文化共生社会の形成の推進に関する条例 （平成19年宮城県条例第67号）	21
4 宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿	25

# 宮城県における外国人県民の概況

※2011(H23)年までは外国人登録者数，2012(H24)年は在留外国人人数

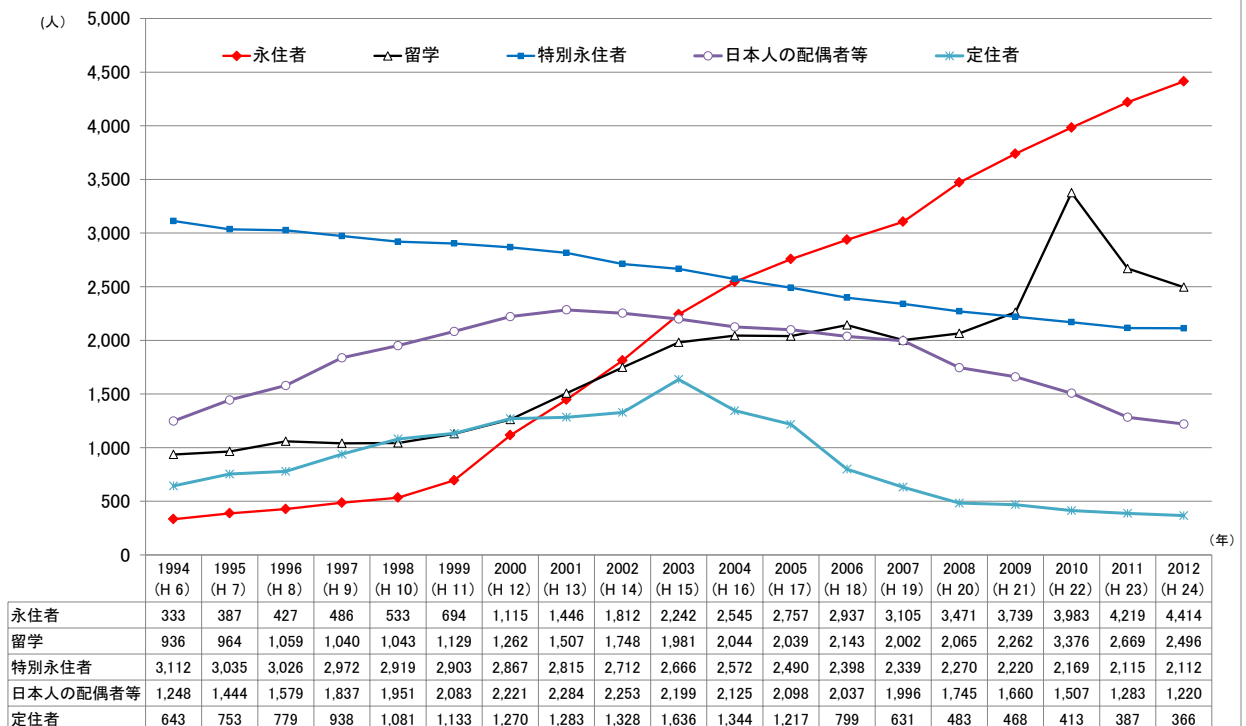
## (1) 在住外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



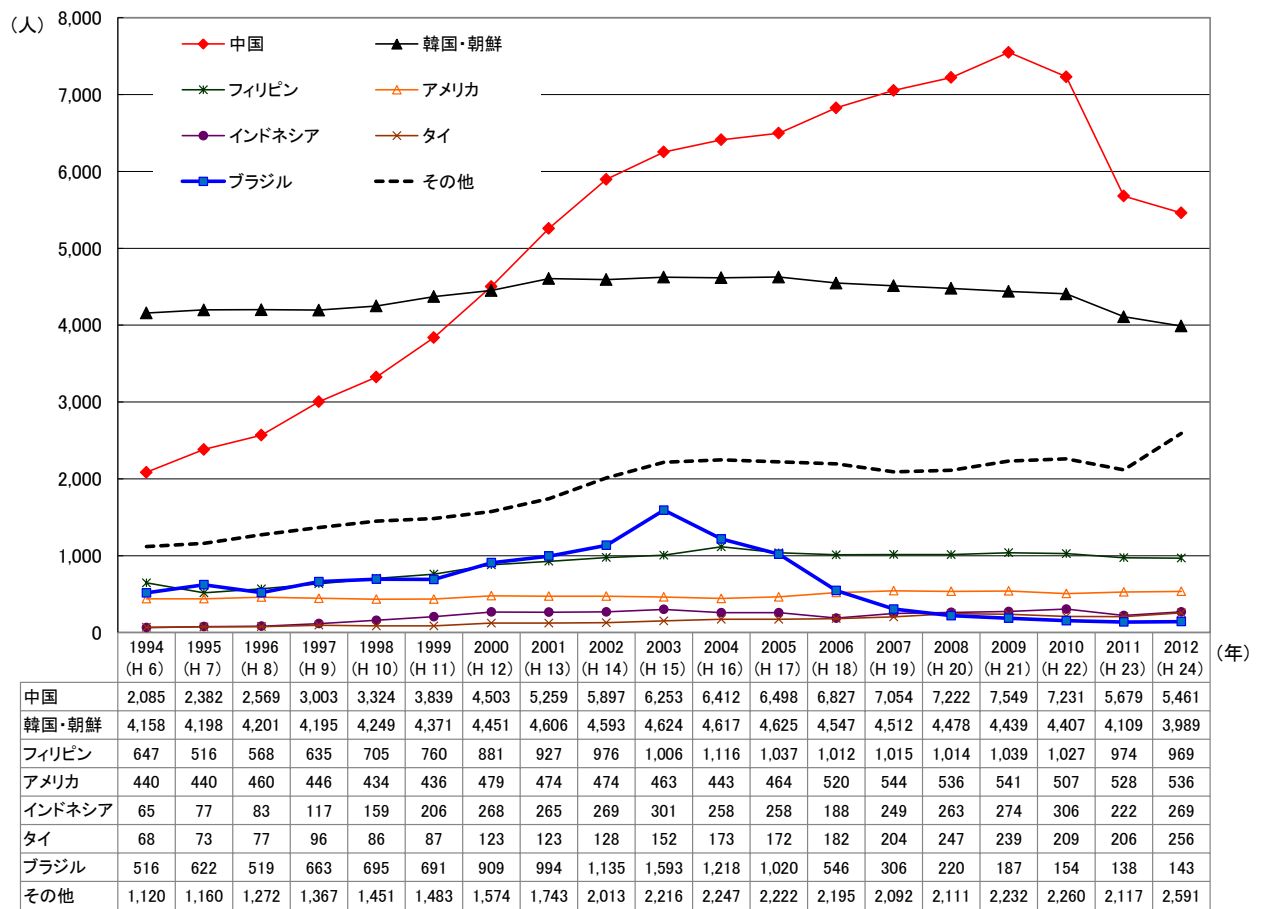
## (2) 主な在留資格別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



(3) 国籍別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



(4) 在留資格の構成【宮城県・全国、2012年】

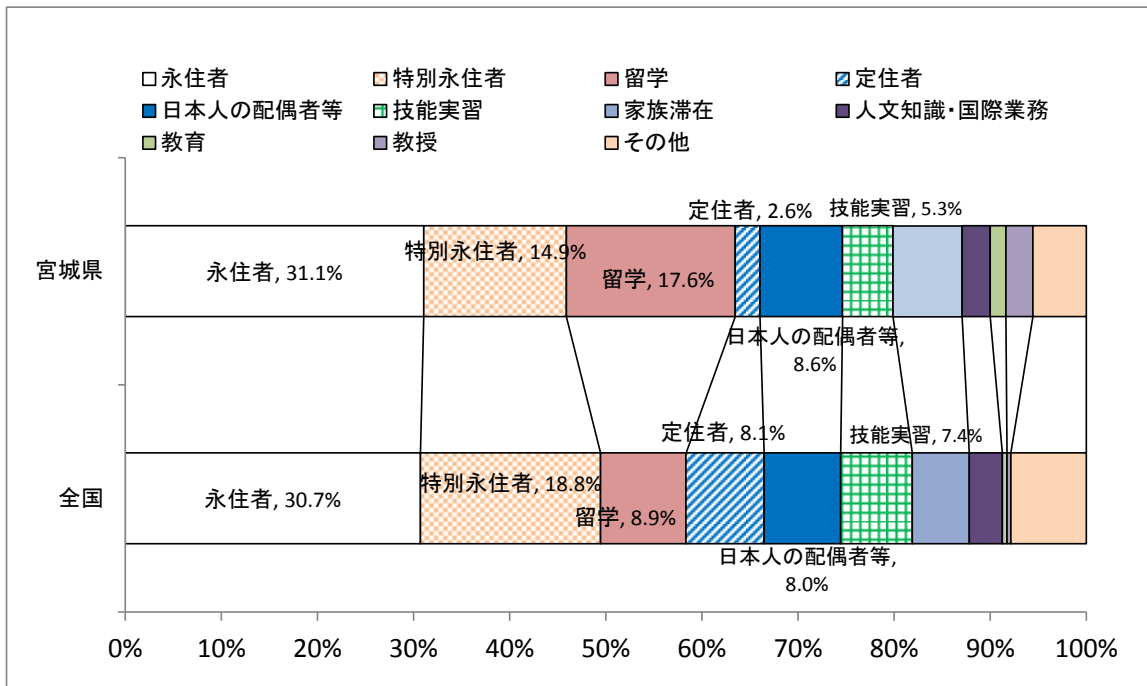
(法務省 在留外国人統計)

宮城県

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	4,414	31.1%
2	留学	2,496	17.6%
3	特別永住者	2,112	14.9%
4	日本人の配偶者等	1,220	8.6%
5	家族滞在	1,020	7.2%
6	技能実習	749	5.3%
7	人文知識・国際業務	415	2.9%
8	教授	399	2.8%
9	定住者	366	2.6%
10	教育	233	1.6%
-	その他	790	5.6%
計		14,214	100.0%

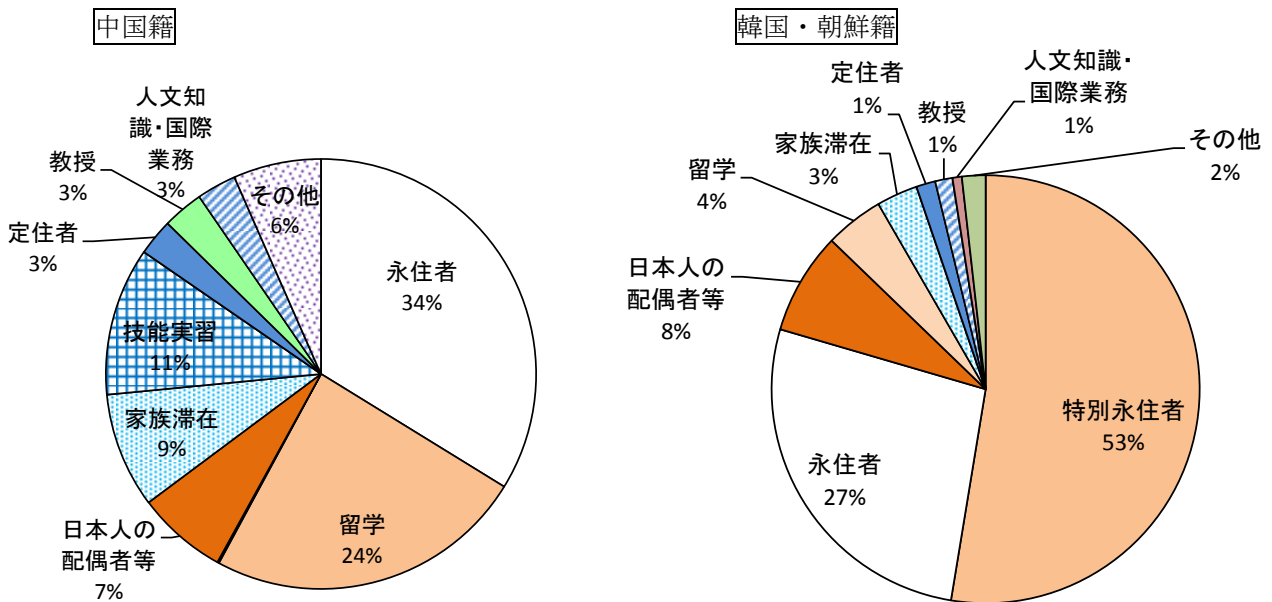
全国

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	624,501	30.7%
2	特別永住者	381,364	18.8%
3	留学	180,919	8.9%
4	定住者	165,001	8.1%
5	日本人の配偶者等	162,332	8.0%
6	技能実習	151,477	7.4%
7	家族滞在	120,693	5.9%
8	人文知識・国際業務	69,721	3.4%
9	教育	10,121	0.5%
10	教授	7,787	0.4%
-	その他	159,740	7.9%
計		2,033,656	100.0%



(5) 中国籍，韓国・朝鮮籍の在留資格の構成【2012年】

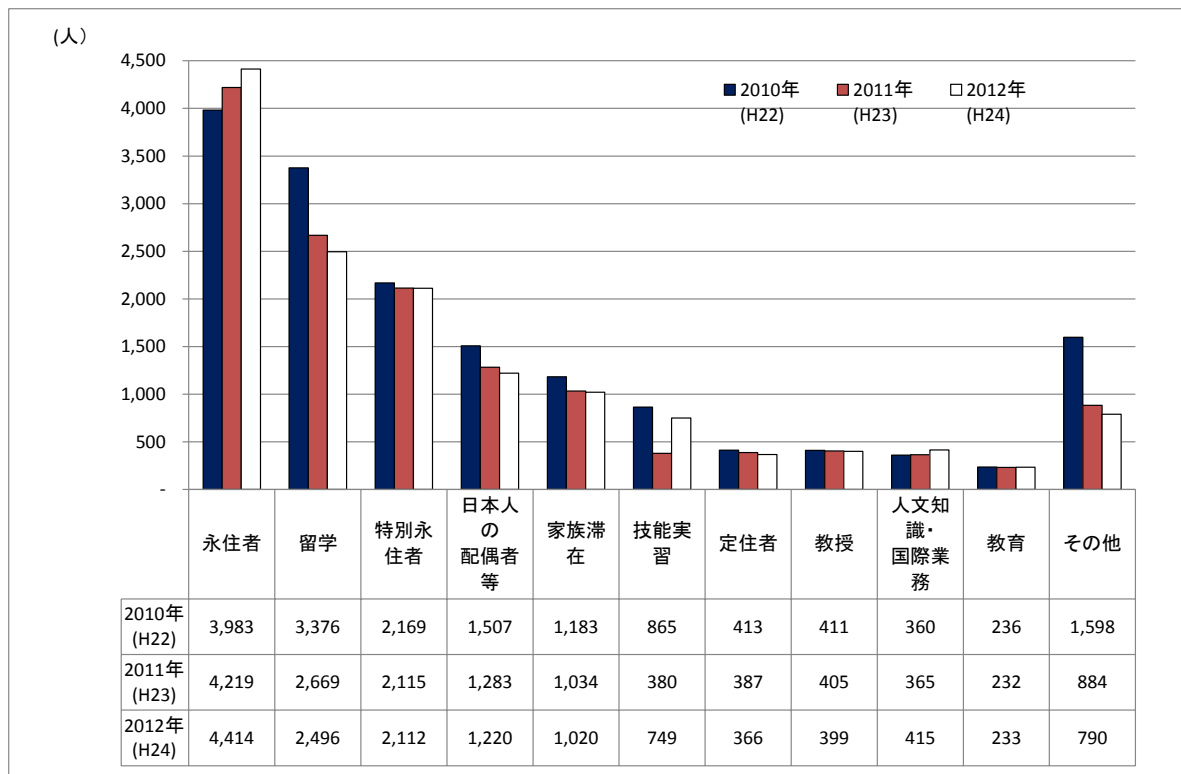
(法務省 在留外国人統計)





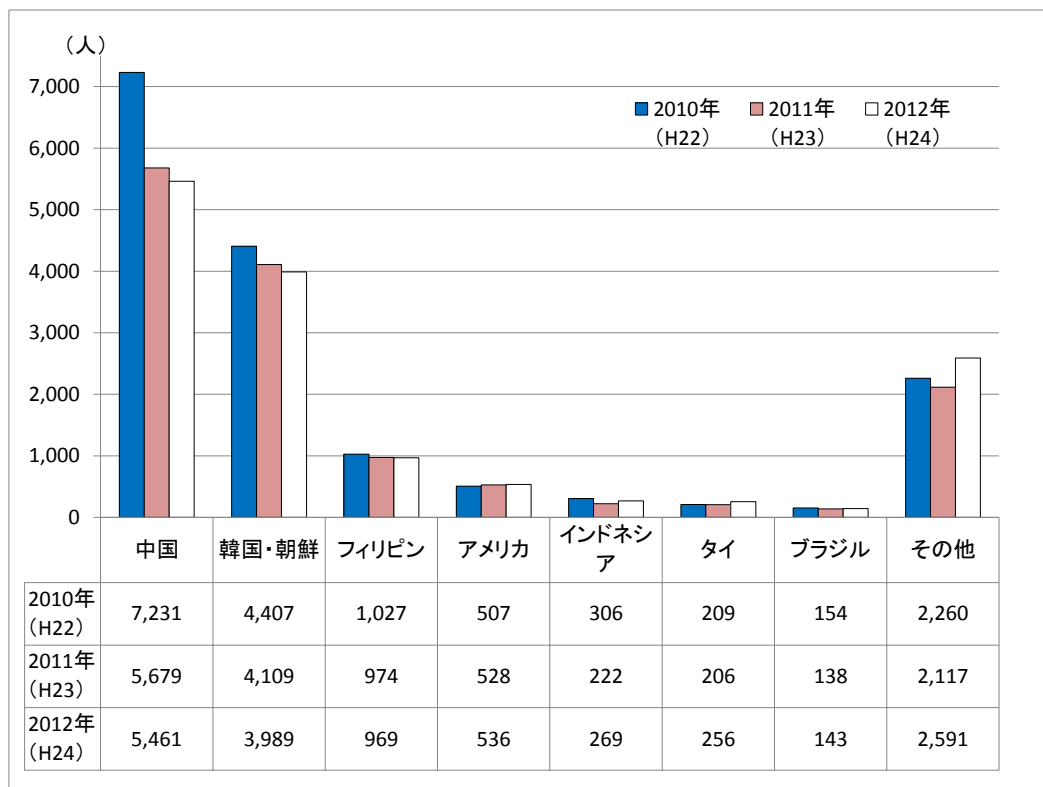
(6) 東日本大震災前後の在留資格別在留外国人数

(法務省 在留外国人統計)



(7) 東日本大震災前後の主な国籍別在留外国人数

(法務省在留外国人統計)



(8) 各市町村別の在住外国人数【2012年】

(法務省在留外国人統計)

(単位:人)

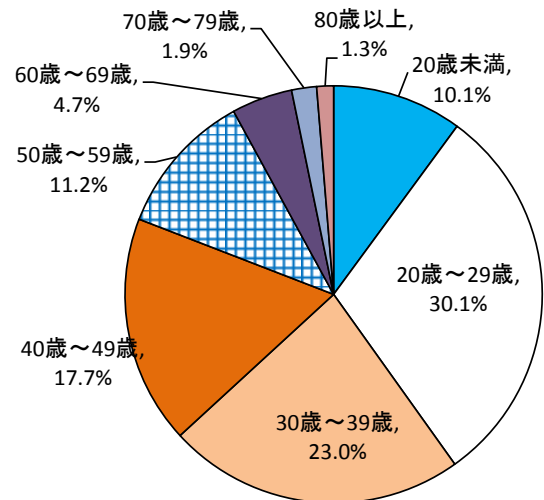
市	区	町	村	総数	中	国	台	湾	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペルー	米	国	その他	
宮	城	仙	台	市	9,240	3,639	116	2,452	382	65	330	12	378	1,866			
		青	葉	区	4,790	2,145	68	970	141	28	147	7	145	1,139			
		宮	城	野	区	1,221	532	14	366	78	6	31	4	28	162		
		若	林	区	935	342	11	231	30	4	118	1	30	168			
		太	白	区	1,398	421	4	614	76	6	29	-	30	218			
		泉	区	896	199	19	271	57	21	5	-	145	179				
	石	卷	市	581	248	2	121	80	12	5	8	34	71				
	塩	竈	市	313	158	1	99	14	5	-	-	4	32				
	気	仙	沼	市	262	131	2	27	72	2	6	1	5	16			
	白	石	市	143	44	2	58	27	-	-	-	2	10				
	名	取	市	311	92	-	107	10	9	6	1	9	77				
	角	田	市	149	76	-	24	28	1	-	2	5	13				
	多	賀	城	市	281	100	2	116	14	6	5	-	7	31			
	岩	沼	市	129	56	3	35	9	5	1	-	1	19				
	登	米	市	313	142	-	83	48	1	3	-	9	27				
	栗	原	市	276	93	1	102	29	8	9	-	9	25				
	東	松	島	市	80	23	2	35	10	-	-	1	6	3			
	大	崎	市	620	173	21	225	75	5	3	1	12	105				
	刈	田	郡														
		蔵	王	町	39	9	-	16	11	-	-	-	-	3			
		七	ヶ	宿	町	12	5	-	4	-	1	-	-	2			
		柴	田	郡													
		大	河	原	町	93	23	-	26	17	2	-	-	7	18		
		村	田	町	33	7	-	13	6	-	1	-	3	3			
		柴	田	町	162	66	6	43	9	-	4	-	1	33			
		川	崎	町	38	10	-	23	3	-	-	-	2	-			
		伊	具	郡													
		丸	森	町	105	26	8	21	14	3	4	-	3	26			
		亘	理	郡													
		亘	理	町	86	30	-	18	17	4	-	-	2	15			
		山	元	町	52	17	1	13	8	5	-	-	1	7			
		宮	城	郡													
		松	島	町	34	4	6	12	9	-	-	-	-	3			
		七	ヶ	浜	町	61	12	1	12	4	-	-	10	8	14		
		利	府	町	101	29	2	39	8	2	-	-	6	15			
		黒	川	郡													
		大	和	町	99	9	1	62	8	2	1	-	1	15			
		大	郷	町	30	12	-	8	2	1	-	-	1	6			
		富	谷	町	117	26	-	61	6	2	-	-	4	18			
		大	衡	村	39	-	-	17	1	-	-	-	1	20			
		加	美	郡													
		色	麻	町	31	13	-	9	3	-	-	-	1	5			
		加	美	町	94	30	1	35	9	1	4	-	6	8			
		遠	田	郡													
		涌	谷	町	50	14	1	25	7	-	-	-	1	2			
		美	里	町	72	18	-	34	9	-	-	-	4	7			
		牡	鹿	郡													
		女	川	町	76	58	-	8	5	1	-	1	-	3			
		本	吉	郡													
		南	三	陸	町	92	68	-	6	15	-	-	3	-			
		合	計		14,214	5,461	179	3,989	969	143	382	37	536	2,518			

(9) 年齢構成【2012年】

(法務省在留外国人統計)

(単位:人)

年齢区分	計	男性	女性	年代構成比
20歳未満	1,433	730	703	10.1%
20歳～29歳	4,272	2,123	2,149	30.1%
30歳～39歳	3,274	1,366	1,908	23.0%
40歳～49歳	2,516	801	1,715	17.7%
50歳～59歳	1,588	481	1,107	11.2%
60歳～69歳	671	282	389	4.7%
70歳～79歳	275	116	159	1.9%
80歳以上	185	65	120	1.3%
計	14,214	5,964	8,250	100.0%

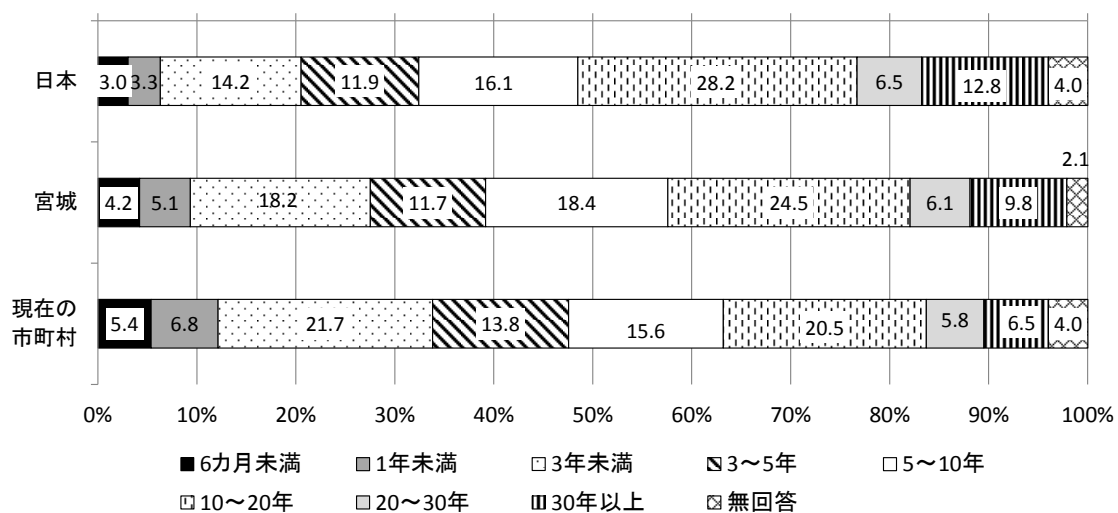


(10) 日本及び宮城県内の居住年数

(平成24年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=429)

	日本		宮城		現在の市町村	
	人	%	人	%	人	%
6か月未満	13	3.0	18	4.2	23	5.4
6か月以上1年未満	14	3.3	22	5.1	29	6.8
1年以上3年未満	61	14.2	78	18.2	93	21.7
3年以上5年未満	51	11.9	50	11.7	59	13.8
5年以上10年未満	69	16.1	79	18.4	67	15.6
10年以上20年未満	121	28.2	105	24.5	88	20.5
20年以上30年未満	28	6.5	26	6.1	25	5.8
30年以上	55	12.8	42	9.8	28	6.5
無回答	17	4.0	9	2.1	17	4.0
計	429	100.0	429	100.0	429	100.0

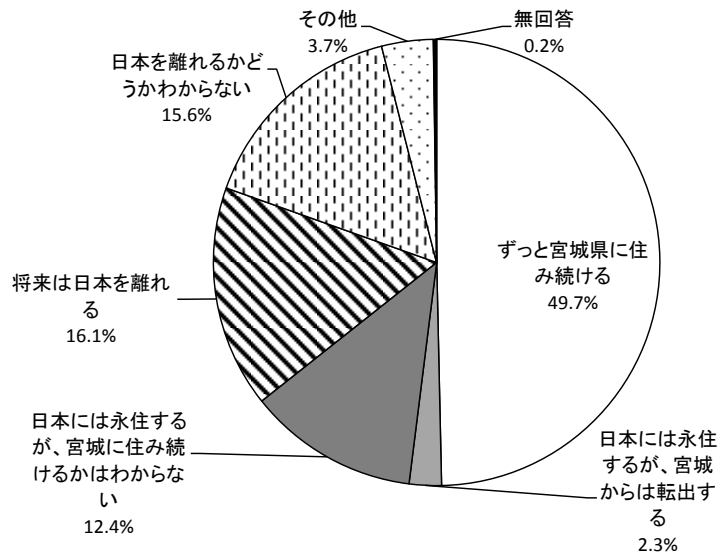


(11) 今後の居住予定

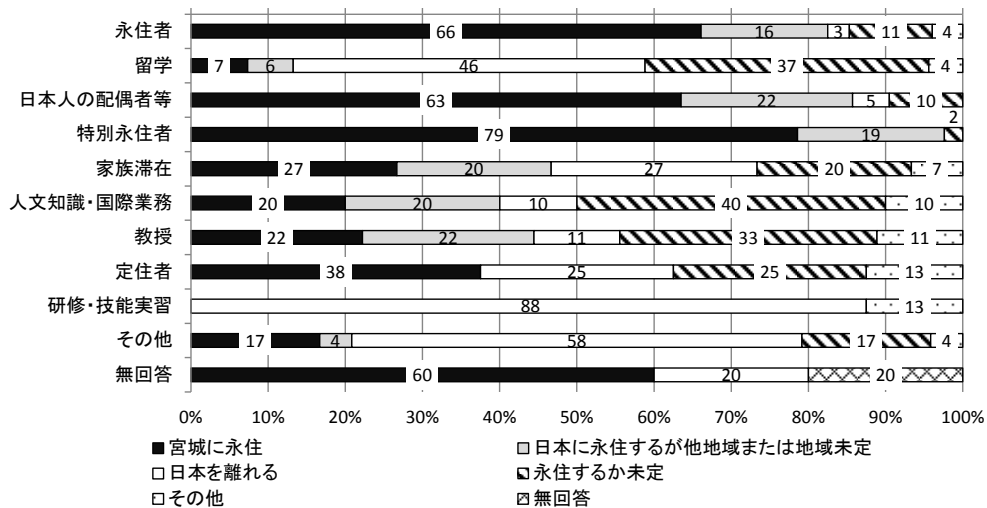
(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=429)

	人	%
ずっと宮城に住み続ける	213	49.7%
日本には永住するが、宮城からは転出する	10	2.3%
日本には永住するが、宮城に住み続けるかはわからない	53	12.4%
将来は日本を離れる	69	16.1%
日本を離れるかどうかわからない	67	15.6%
その他	16	3.7%
母国との間を一定期間往復する	7	1.6%
一旦帰国してから、戻るか考える	3	0.7%
仕事がある限り宮城に残る	2	0.5%
無回答	4	0.9%
無回答	1	0.2%
計	429	100%



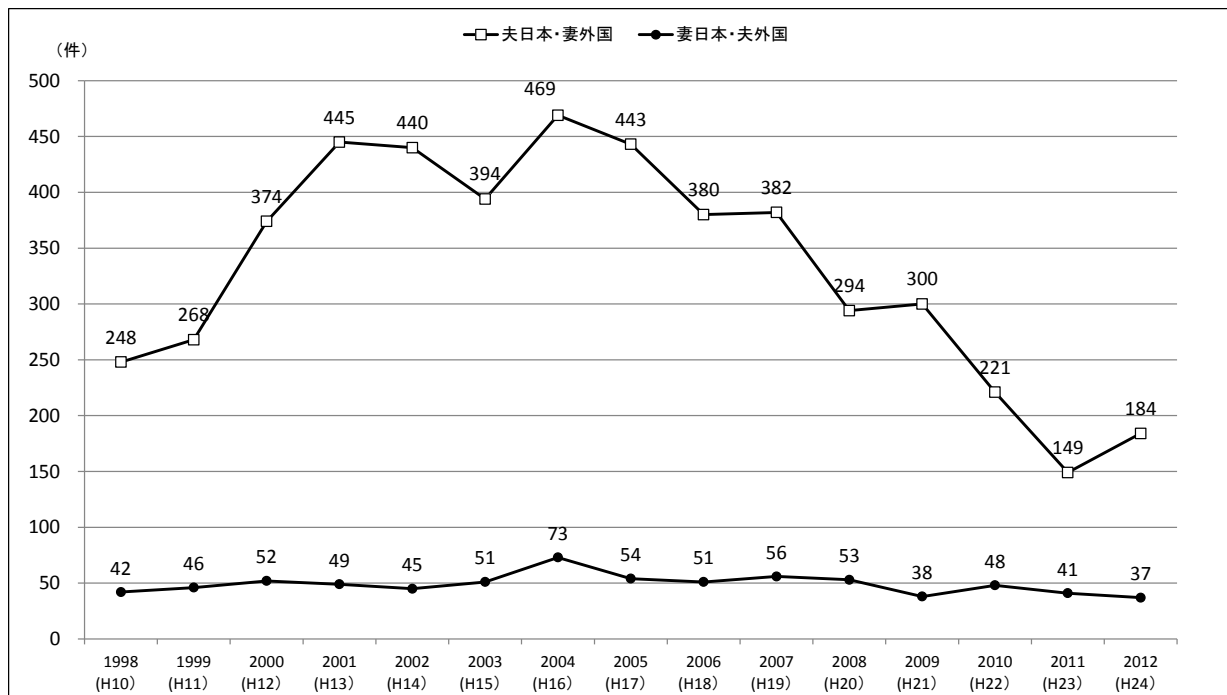
(参考) 在留資格別の居住予定 (N=429)



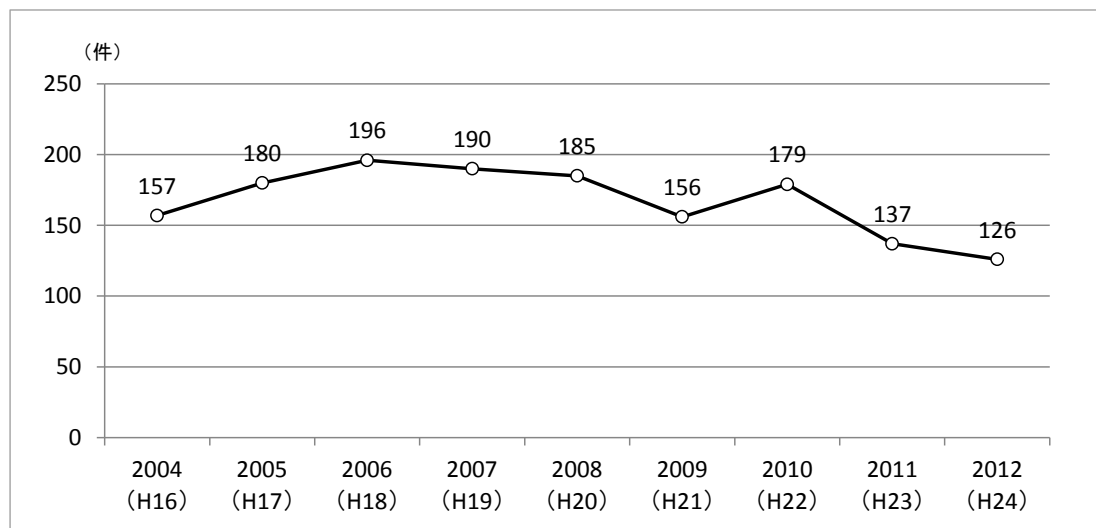
## (12) 国際結婚等の状況

(厚生労働省 人口動態統計)

### ① 国際婚姻件数



### ② 妻が外国人の離婚件数



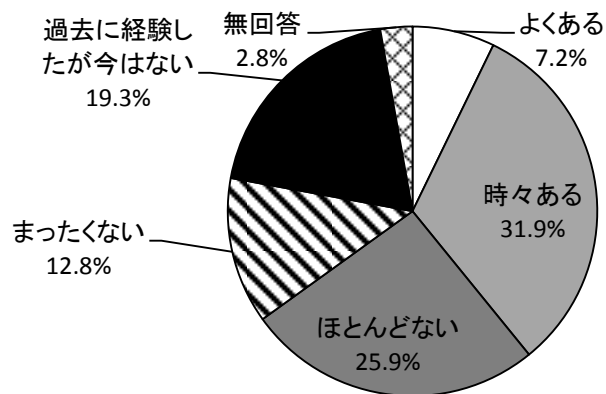
## 外国人県民をとりまく現状

### (1) 外国人県民に対する理解の不足・認識の低さに関するもの

#### ① 生活上、外国人だということでのいやな経験やつらい思いをした（している）経験

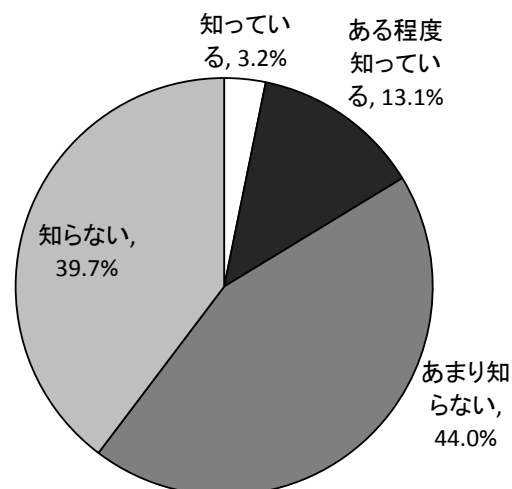
（平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査（N=429））

	人	%
よくある	31	7.2%
時々ある	137	31.9%
ほとんどない	111	25.9%
まったくない	55	12.8%
過去に経験したが今はない	83	19.3%
無回答	12	2.8%
合計	429	100%



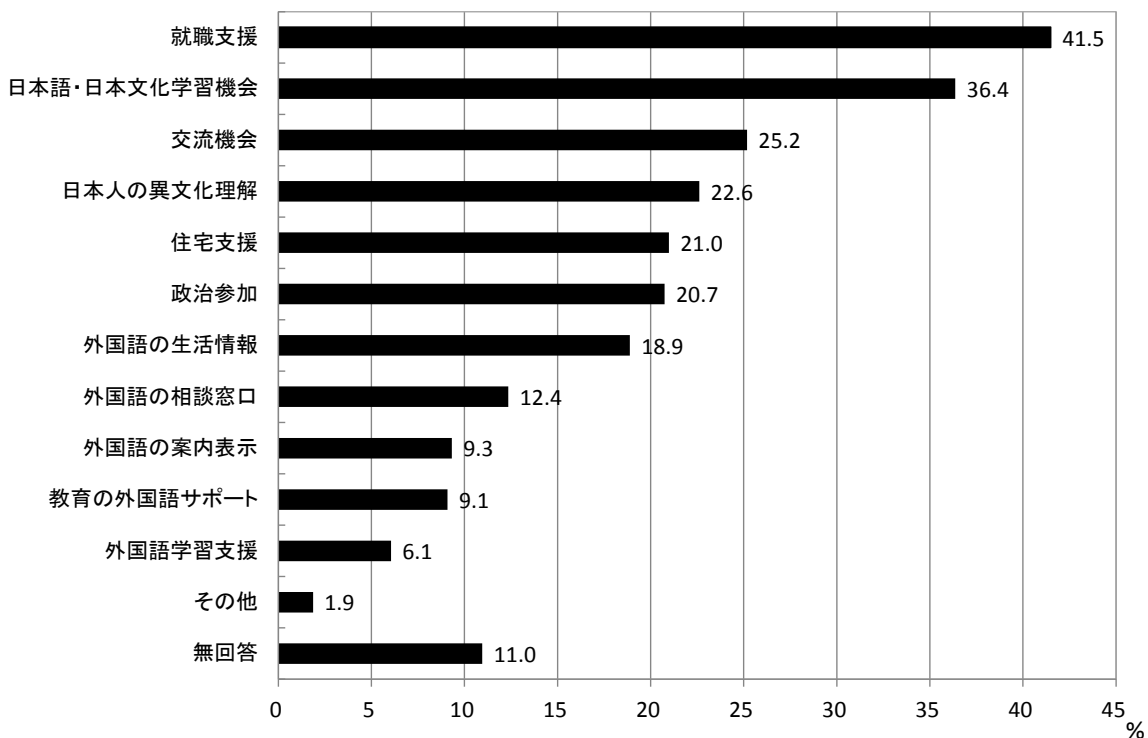
#### ② 県が多文化共生の取組を行っていたことについての認知度

（平成 23 年宮城県県民意識調査結果）



③ 行政への希望

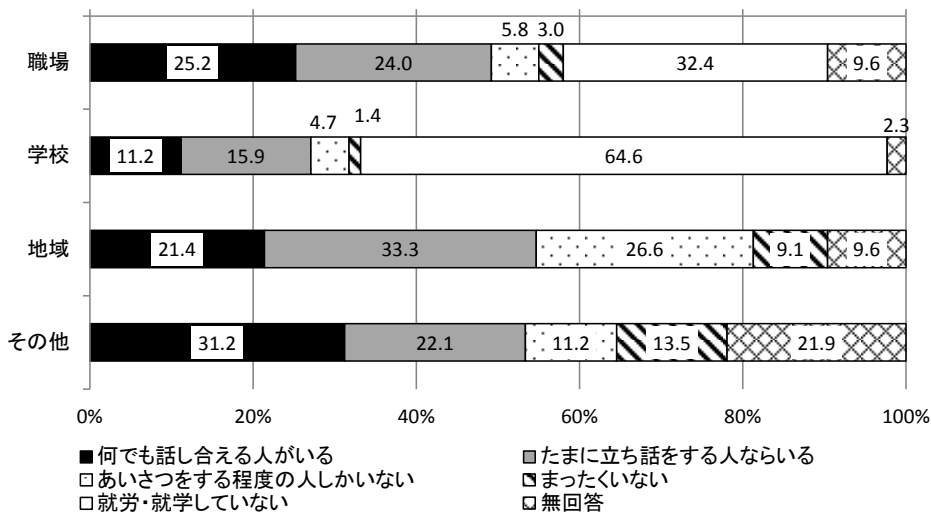
(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=429) )



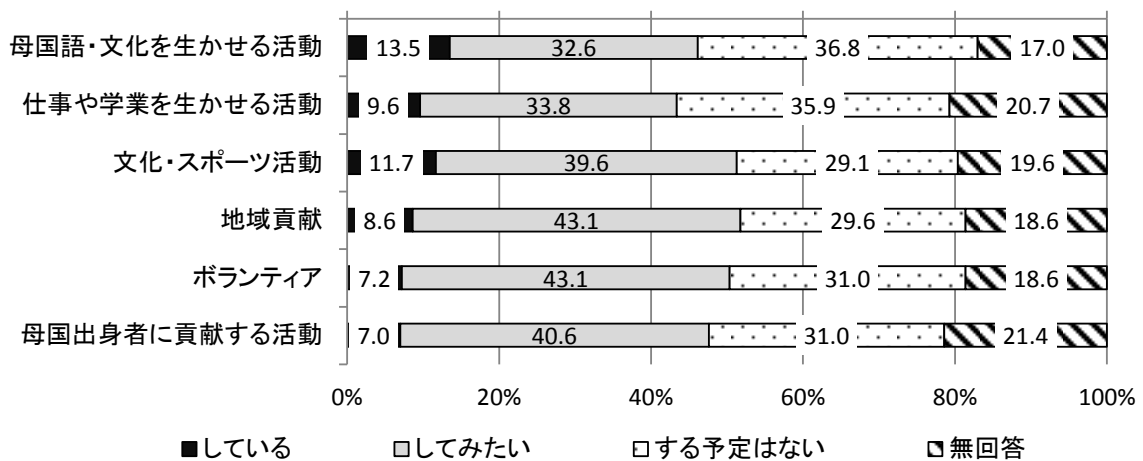
(2) 地域とのつながりの希薄さに関するもの

平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査

① 現在仲良くしている地域の日本人の有無 (N=429)



② 社会活動の有無 (N=429)



③ 東日本大震災での津波に関する情報の入手方法 (N=239)

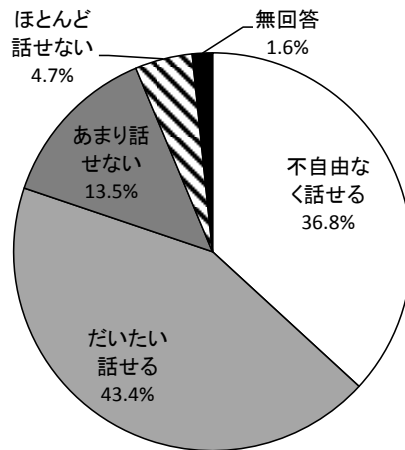
	人	%
誰からも聞かない	68	28.5
家族	50	20.9
配偶者	27	11.3
子ども	7	2.9
親	7	2.9
その他家族	4	1.7
職場・学校	31	13.0
近所の人	30	12.6
日本人の友人・知人	19	7.9
母国出身の友人・知人	10	4.2
知らない人	8	3.3
その他の友人・知人	6	2.5
その他	44	18.4
ラジオ	17	7.1
テレビ	11	4.6
防災無線・サイレン	3	1.3
無回答	11	4.6
計	239	100



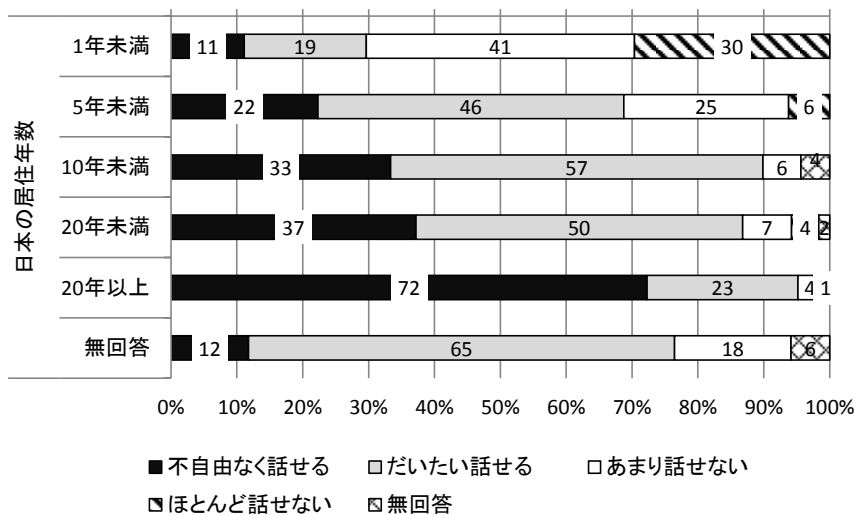
(3) コミュニケーションの困難さに関するもの

平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査

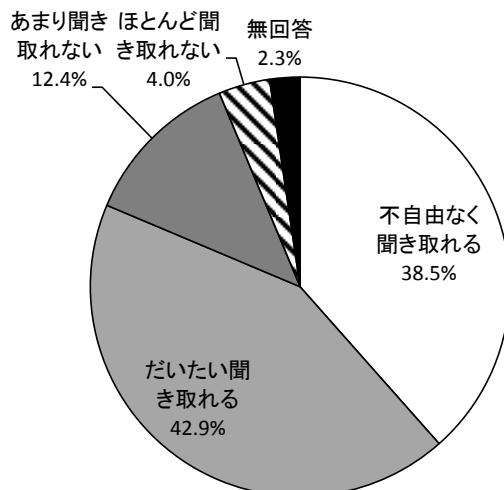
① 話す能力 (N=429)



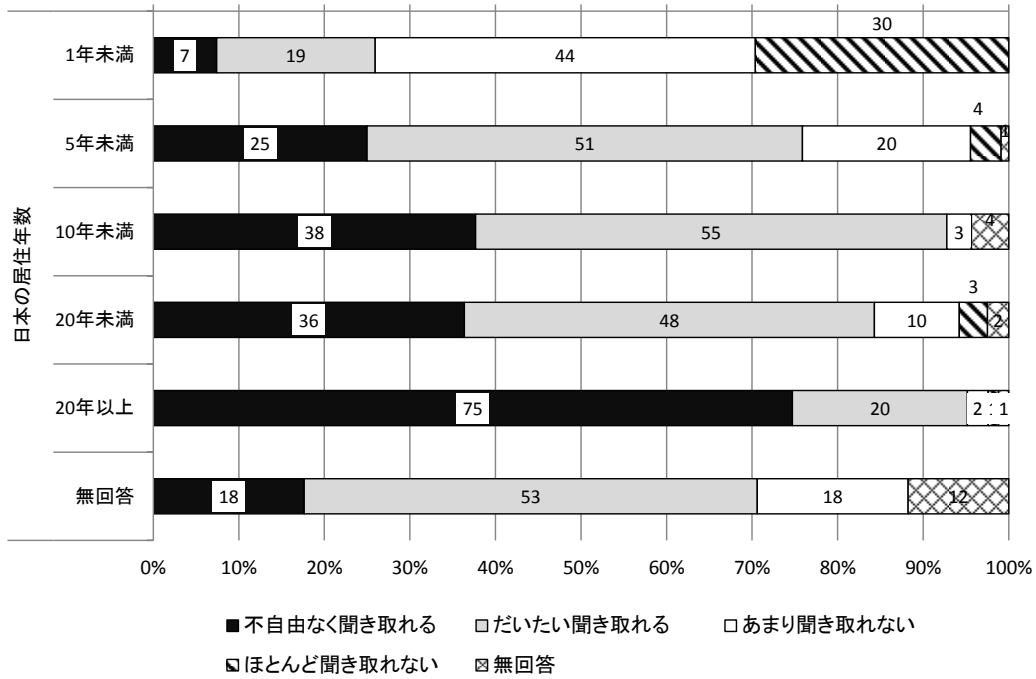
② 日本の居住年数別の話す能力 (N=429)



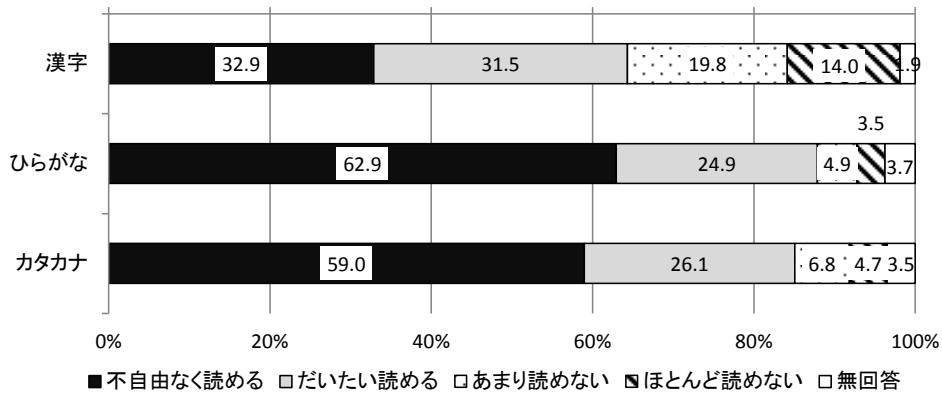
③ 聞く能力 (N=429)



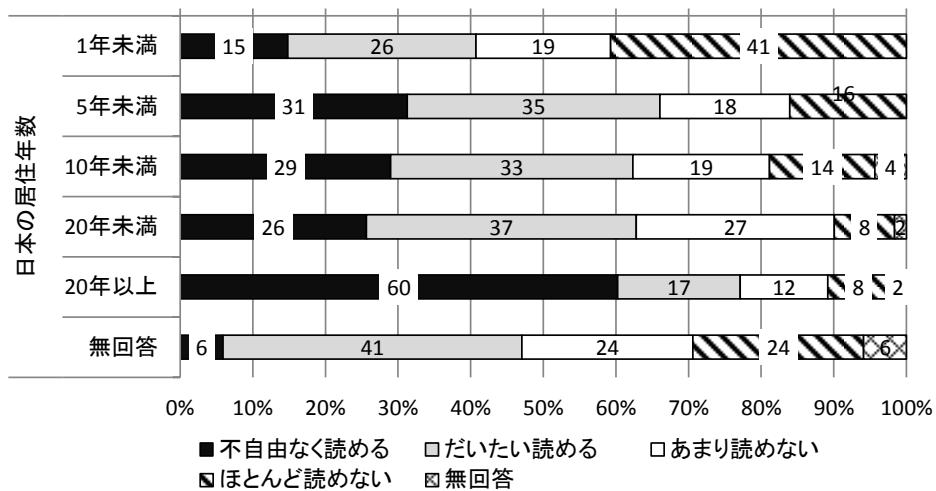
④ 日本の居住年数別の聞く能力 (N=429)



⑤ 読む能力 (N=429)



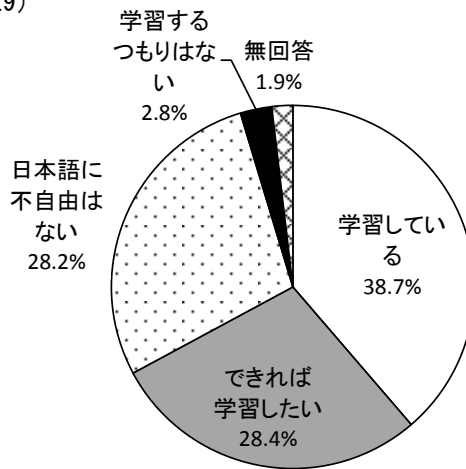
⑥ 日本の居住年数別の漢字を読む能力 (N=429)



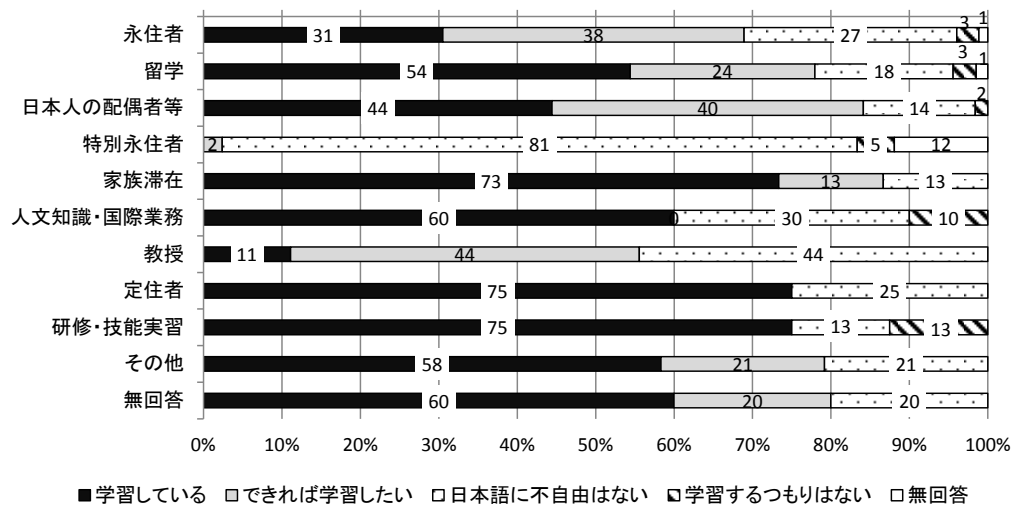
(4) 学習の機会の不足に関するもの

平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (①～⑥)

① 日本語の学習状況 (N=429)



② 在留資格別の日本語学習状況 (N=429)



③ 日本居住年数別の日本語学習状況 (N=429)

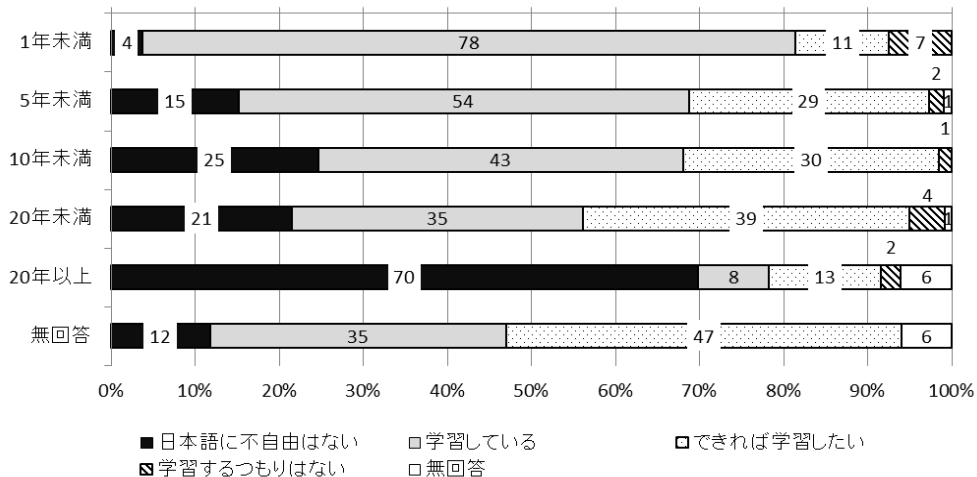
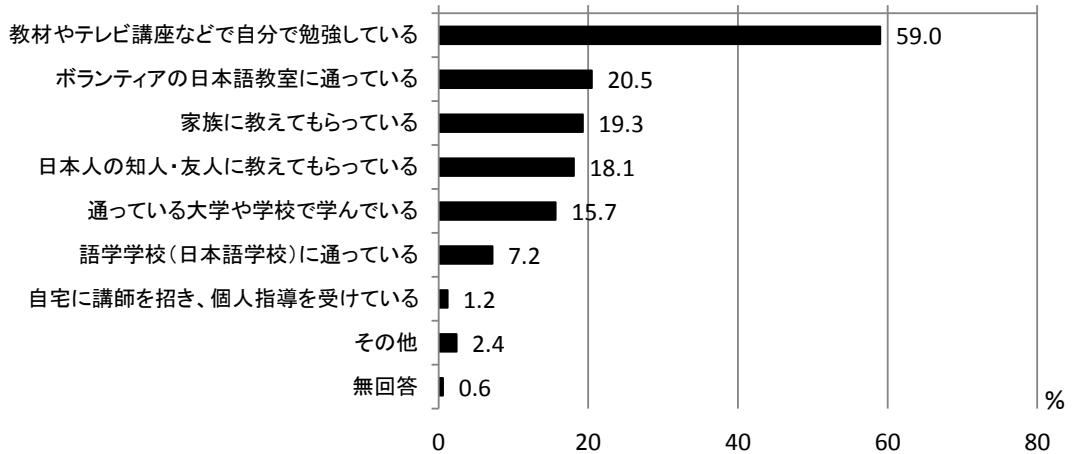
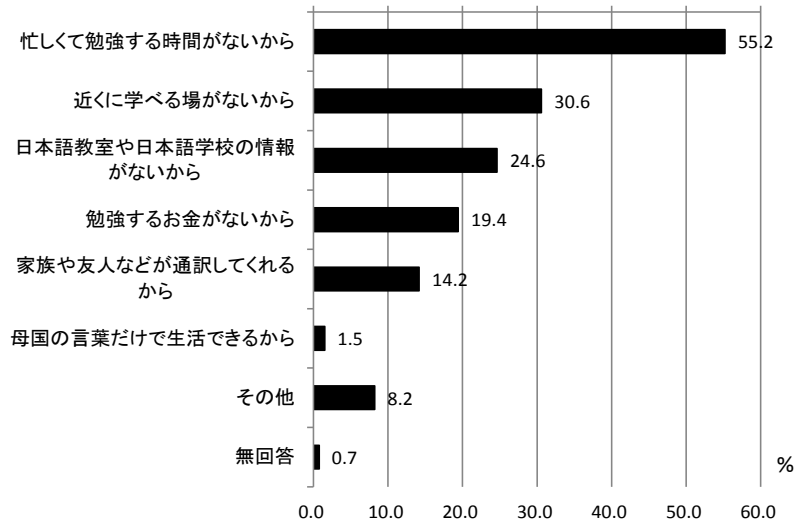


図14-4 在日年数別日本語の学習状況の分布 (N = 429)

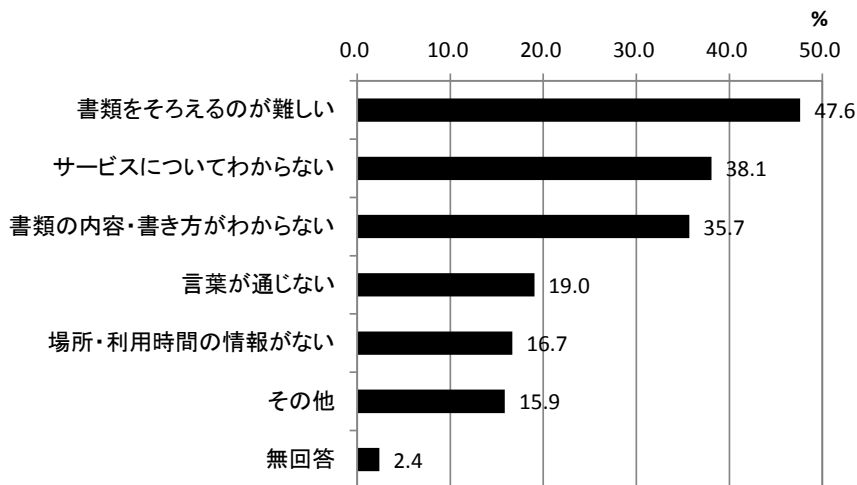
④ 日本語の学習方法（複数回答 N=166）



⑤ 日本語を学習しない理由（複数回答 N=134）

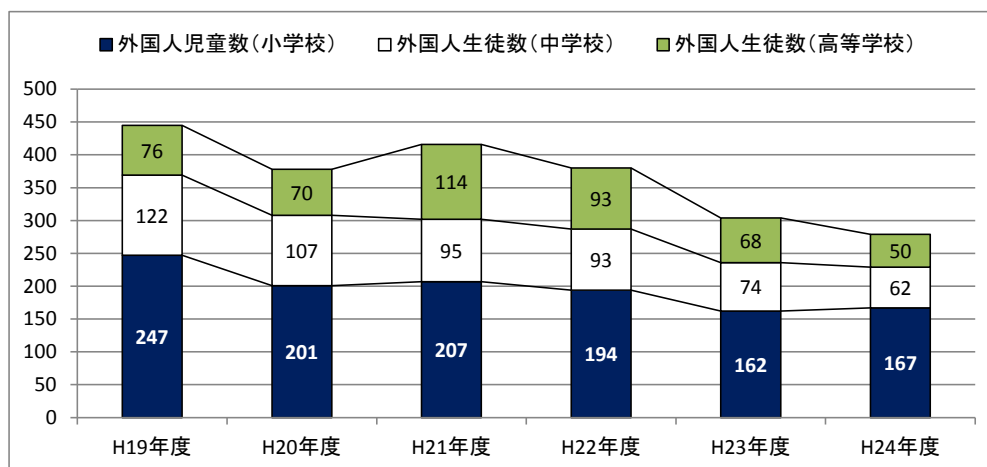


⑥ 行政施設を利用するときに困ったこと (N=429)



⑦外国人児童・生徒数

(学校基本調査(文部科学省・宮城県データ))



⑧日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況

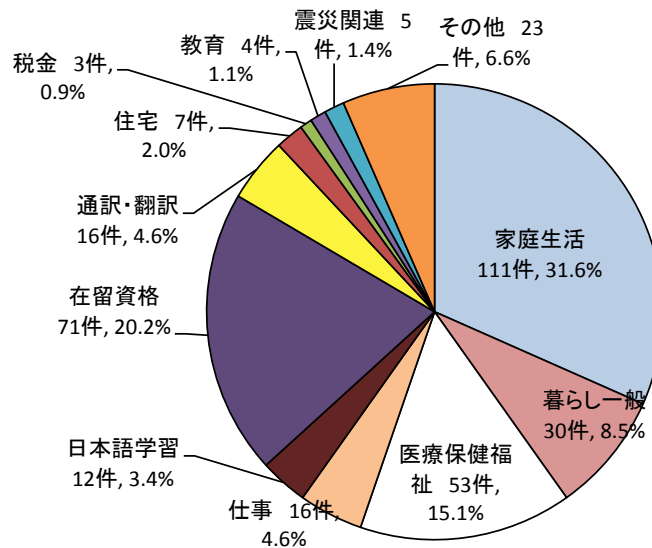
(「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省・宮城県データ))

H19年度		H20年度		H22年度		H24年度	
児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
96	58	102	56	100	56	69	37

(5) 家族問題の増加・複雑化に関するもの

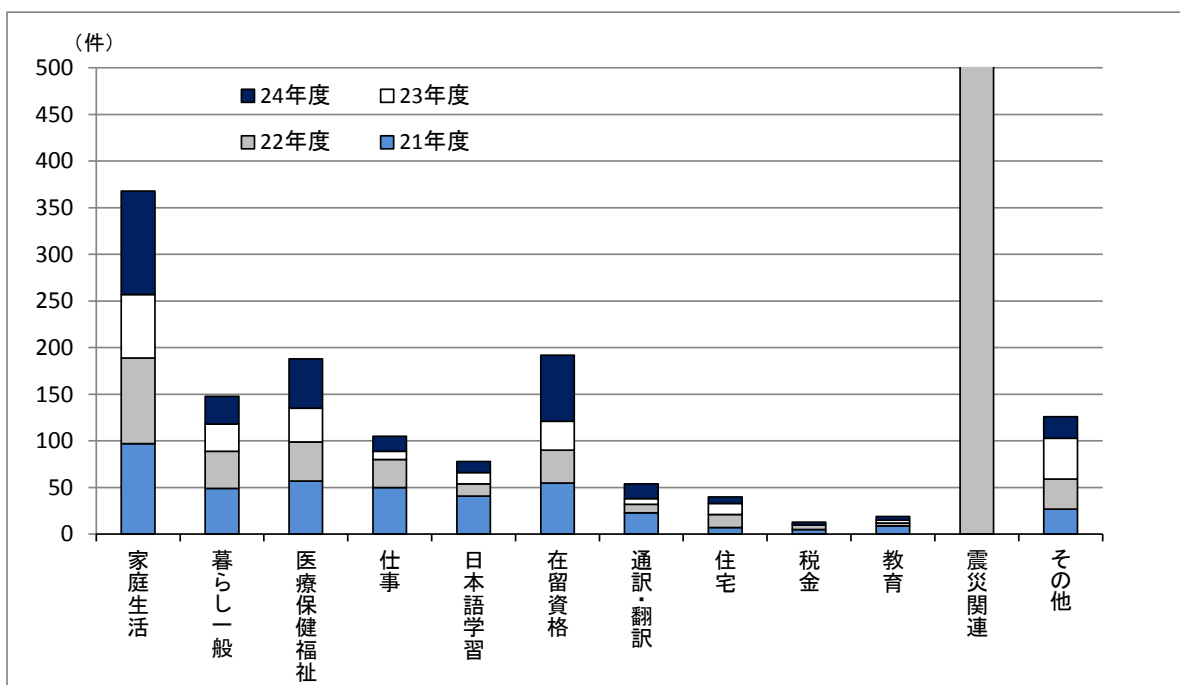
① みやぎ外国人相談センターの相談内容（H24年度：351件）

（宮城県国際経済・交流課調べ）



② みやぎ外国人相談センターの相談件数の推移（H21年度～H24年度）

（宮城県国際経済・交流課調べ）



③ 子育てに関する悩み

(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

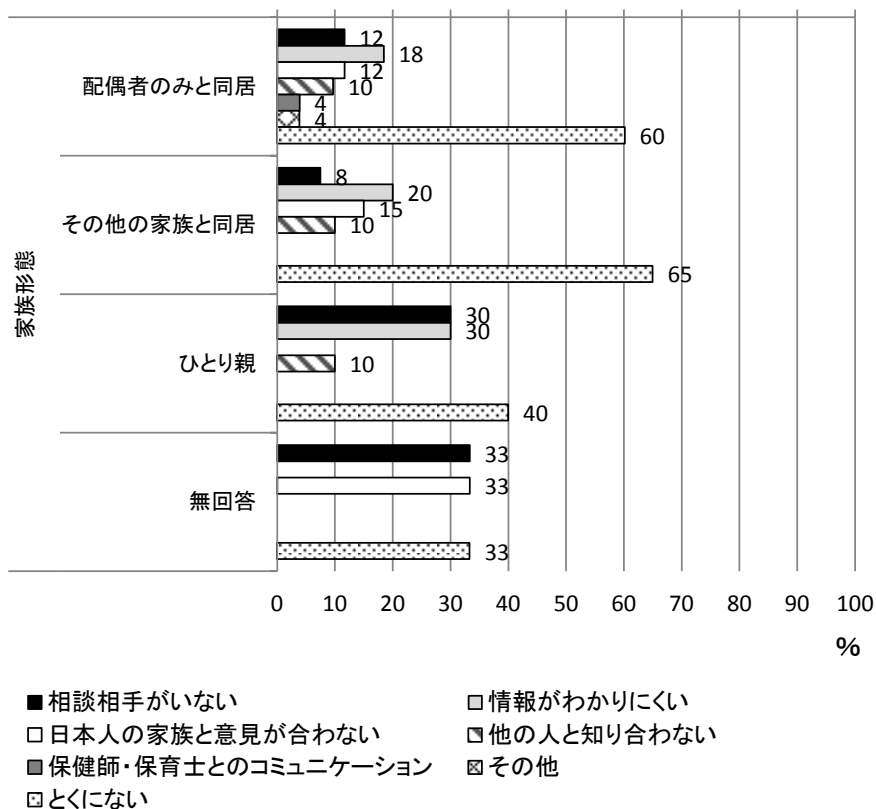
(N=167)

	人	%
情報がわかりにくい	30	18.0
相談相手がない	19	11.4
日本人の家族と意見が合わない	19	11.4
他の子育てしている人と知り合わない	15	9.0
保健師・保育士とのコミュニケーション	4	2.4
その他	1	0.6
とくにない	93	55.7
無回答	11	6.6
計	167	100.0

④ 家族形態別の子育ての悩み

(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=156)

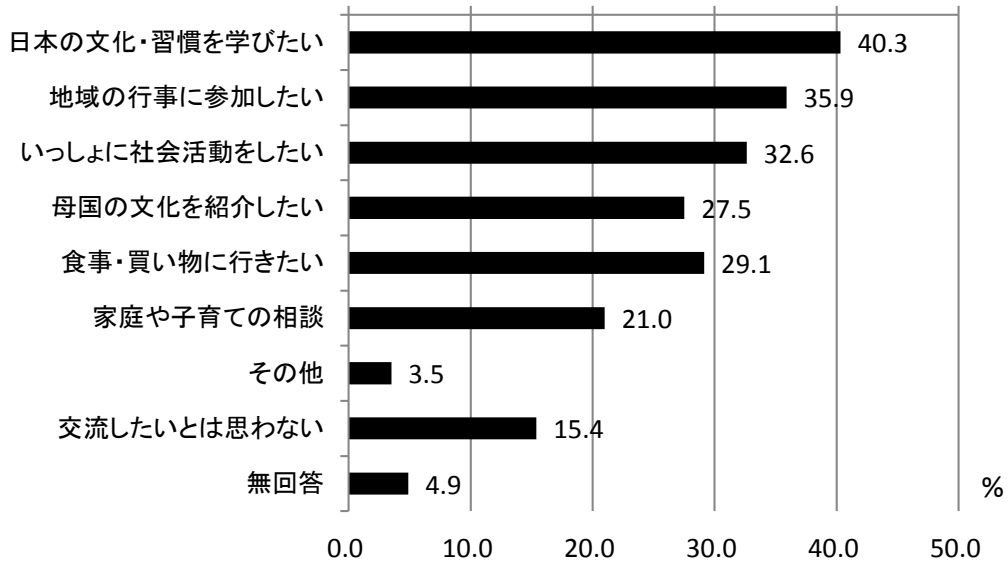


(6) 活躍の場の不足（就労，地域活動）に関するもの

① 地域の日本人との交流希望の内容

(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

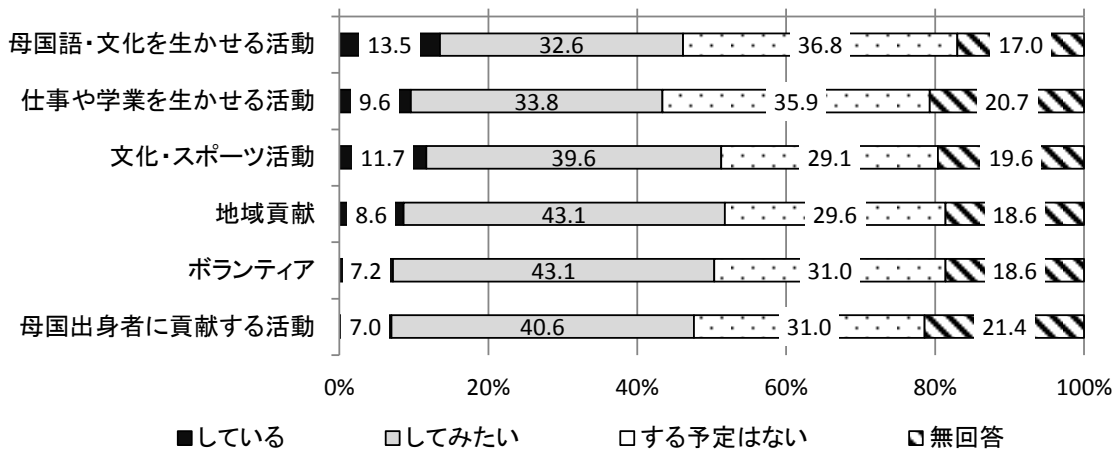
(複数回答 N=429)



② 社会活動参加の有無・希望

(平成 24 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

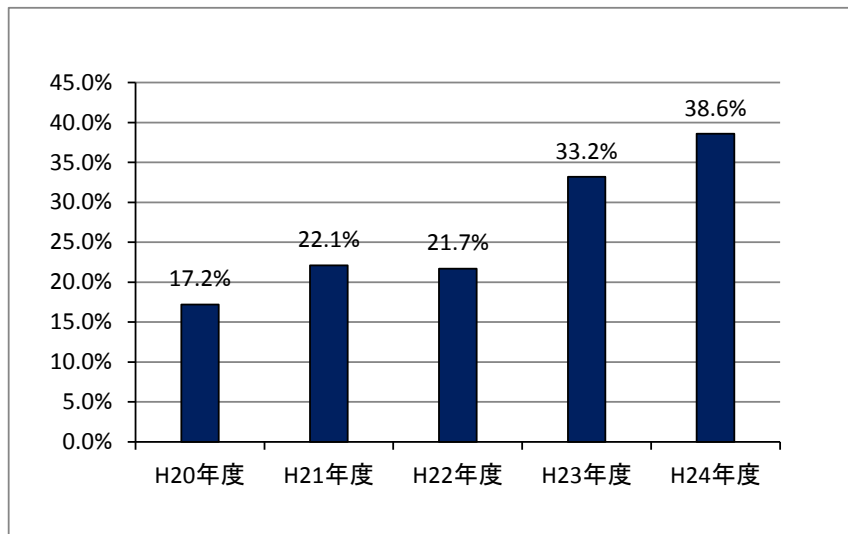
(N=429)





③ 県内永住者の就職率（新規求職受理件数に対する就職件数）

（宮城労働局調べ）



④ 外国人雇用状況の届出状況

（厚生労働省データ）

	H20	H21	H22	H23	H24
外国人雇用事業所数		754	864	839	882
外国人労働者数計	3,185	3,689	4,228	3,456	3,816
専門的・技術的分野の在留資格	698	818	927	968	966
うち技術	68	79	98	105	91
うち人文知識・国際業務	155	190	216	252	265
特定活動(技能実習生を含む)	858	1,080	1,198	11	15
技能実習			22	395	604
資格外活動(留学)	769	828	971	921	991
資格外活動(その他)	59	85	102	81	84
永住者	475	519	584	658	745
日本人の配偶者等	235	263	299	307	298
永住者の配偶者等	8	12	17	17	18
定住者	83	84	108	98	95

## 多文化共生社会の形成の推進に関する条例

平成十九年七月十一日  
宮城県条例第六十七号

### (目的)

第一条 この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

### (基本理念)

第三条 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。
- 二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。
- 2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。
- 3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

### (県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

(多文化共生社会推進計画)

第七条 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(市町村との協働)

第八条 県は、多文化共生社会の形成に関する市町村の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生社会の形成に市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生社会の形成の推進に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第九条 県は、県民が行う多文化共生社会の形成の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十条 県は、多文化共生社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、多文化共生社会の形成を推進するため、市町村、事業者、県民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、多文化共生社会の形成の状況を把握するとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第十三条 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する相談及び苦情の適切な処理に努めるものとする。

(審議会の設置等)

第十四条 知事の諮問に応じ、多文化共生社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県多文化共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、多文化共生社会の形成の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事は、委員構成における国籍、民族等の多様性の確保に配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第十六条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十八条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 前二条の規定は、部会について準用する。

(秘密の保持)

第十九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する事項)

第二十条 第十四条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(議会への報告)

第二十一条 知事は、毎年度、多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十二條 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県多文化共生社会推進審議会の委員	出席一回につき	11,600円	6級
--------------------	---------	---------	----

## 宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿

任期 平成23年12月1日～平成25年11月30日

平成25年12月1日～平成27年11月30日

	所属・役職	氏 名	参考
1	仙台市立八幡小学校教諭	あべ みちよ 阿部 実智代	
2	東北大学大学院教育学研究科准教授	い いんじゃ 李 仁子	
3	宮城教育大学教授	いちのせ ともりの 市瀬 智紀	
4	宮城県商工会連合会専務理事	かとう きょうじ 加藤 亨二	
5	行政書士金東暎事務所代表	きん とうえい 金 東暎	
6	みやぎ外国人相談センター相談員	こせき いちえ 小関 一絵	
7	東北大学大学院経済学研究科准教授	すえまつ かずこ 末松 和子	
8	宮城労働局職業安定部長	ふじなみ たつや 藤浪 竜哉	
9	元宮城県女性相談センター技術次長	ふるやま しづえ 古山 しづ江	
10	予防福祉クリニック非常勤講師	みやざわ いざべる 宮澤 イザベル	

五十音順・敬称略